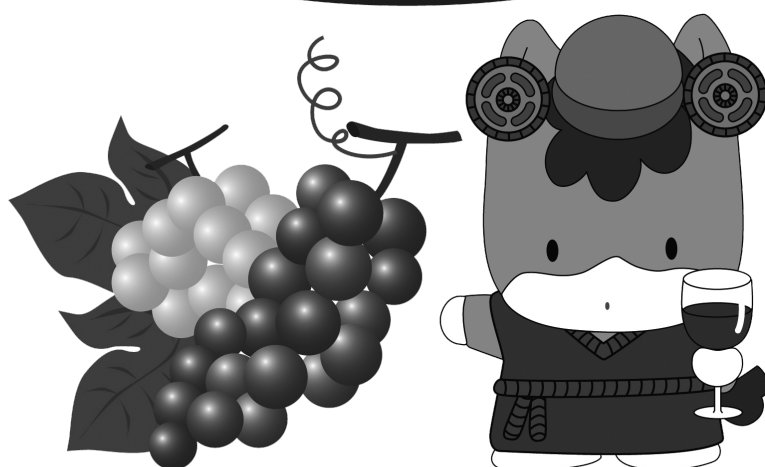




榛東村 子ども・子育て支援事業計画

2015～2019



平成 27 年 3 月

榛東村子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

榛東村

は じ め に

わが国では、平成2年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が認められ、平成6年以降、エンゼルプランが策定されるなど政府による子育て支援策がなされて参りましたが、子どもや子育てを取り巻く環境の現実、核家族化や地域住民の絆の希薄化により厳しい状況にある一方、女性はわが国の経済発展と高齢化社会に対応した社会構築に欠かせない存在となり、女性が社会進出しやすい環境づくりが求められております。



本村においても次世代育成支援法の制定を受けて、平成17年に榛東村次世代育成支援行動計画を、平成22年度に榛東村次世代育成支援行動計画（後期行動計画）をそれぞれ策定し、「子どもたちが健やかに育ち、自立する村」、「親が安心して子どもを産み、育てられる村」「地域が子どもと子育てを応援する村」をめざして、様々な施策に取り組んで参りました。

このたび、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくために、平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「榛東村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、榛東村次世代育成支援行動計画に引き続き、子どもが家庭や学校、地域社会の中ですくすくとたくましく成長することが持続的な村の発展を支える要素であり、子育てを支援することが、私たち大人に課せられた重要な責務ととらえて策定しております。

計画に示された幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対応した施策提供体制の確保策を指針とし、教育・保育事業に対するニーズに応えていくための体制づくりに、行政、家庭、地域、保育機関や教育機関、子ども関連の各種団体、そして民間企業の皆様などと、手を携えて取り組んでいきたいと考えています。

終わりに、ニーズ調査に協力いただきました保護者の皆様、貴重なご意見、提言をいただきました榛東村子ども子育て会議委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

榛東村長 阿久澤 成實

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに.....	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 計画期間	3
1－4 策定体制	3
1－5 少子化対策の流れ	4
2 子ども・子育て支援制度の概要	5
2－1 子ども・子育て関連3法	5
2－2 制度の全体像	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1 統計データからみた現状と課題	10
1－1 人口の状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 出生等の状況	11
(3) 将来の人口推計	12
1－2 世帯の状況	13
(1) 世帯の状況	13
(2) 未婚の状況	15
1－3 就労状況	16
2 子ども・子育て支援事業の現状	17
2－1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況	17
(1) 保育園・幼稚園の利用状況	17
(2) 放課後児童クラブの利用状況	18
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	19
1 将来像・基本目標	19
2 施策の体系	20
第4章 子ども・子育て支援策の展開	21
1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）	21
1－1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり	21
(1) 遊びの機会と場づくり	21
1－2 生きる力を育む教育・学習の推進	22
(1) 幼児期の学校教育の充実	22
(2) 学校教育の充実	23
(3) 地域教育・学習の充実	24

(4) 家庭教育の支援	24
1-3 子どもの人権の尊重と自立支援	25
(1) 子どもの人権の尊重	25
(2) 子どもの相談体制の充実	25
(3) 子どもの社会への参画	26
2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）	27
2-1 ゆとりのある子育て環境づくり	27
(1) 子育てと仕事の両立	27
(2) 男女共同による子育ての推進	27
(3) 子育て交流	28
2-2 子育て家庭への社会的な支援	29
(1) 多様な保育サービスの充実	29
(2) 学童保育の充実	30
(3) 子育て家庭への各種支援制度の充実	30
(4) 障害のある子どもや家庭への支援	30
(5) ひとり親家庭への支援	31
(6) 相談・情報提供の充実	31
2-3 母と子の健康づくり	32
(1) 母と子の健康づくり支援の充実	32
(2) 思春期保健対策の推進	33
(3) 保健・医療体制の充実	33
3 地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）	34
3-1 安全で安心な環境づくり	34
(1) 交通安全・防犯対策の推進	34
3-2 子育てしやすい居住環境づくり	35
(1) 子育てにやさしい環境の整備	35
3-3 子育ての地域ネットワークづくり	36
(1) 地域の結びつきの強化	36
(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成	36
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	37
1 事業量推計	37
1-1 推計の流れ	37
1-2 児童人口等の推計	38
(1) 児童人口の推計	38
(2) 家庭類型の算出	39
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	40
2 提供体制の確保の内容	41
2-1 教育・保育提供区域について	41
(1) 教育・保育提供区域とは	41

(2) 区域設定	41
2-2 子どものための教育・保育給付	41
2-3 地域子ども・子育て支援事業	43
2-4 その他の推進方策	49
第6章 計画の推進体制	50
1 計画の推進体制	50
2 進捗状況の管理	50
資 料 編	
資料1. アンケート調査結果の概要	53
(1) 調査の目的	53
(2) 調査結果の概要	54
資料2. 榛東村子ども・子育て会議	65
2-1 子ども・子育て会議設置条例	65
2-2 子ども・子育て会議委員名簿	67

第 1 章 計画策定にあたって

1 はじめに

1－1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

村では、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成 22 年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。

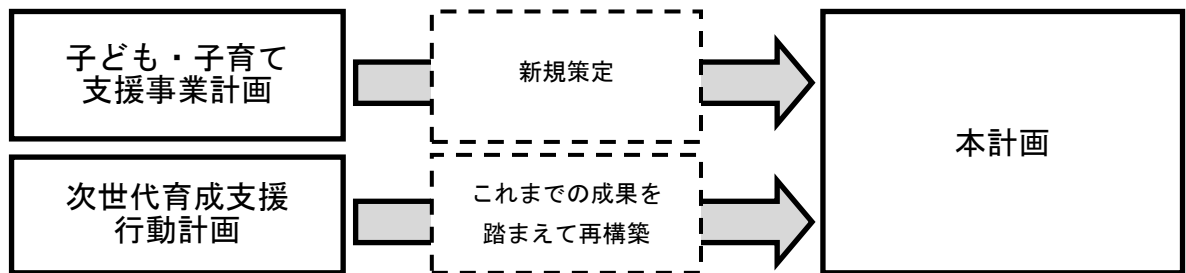
「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）は、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズにに応じていくための体制づくりを進めていきます。

1-2 計画の位置づけ

①計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

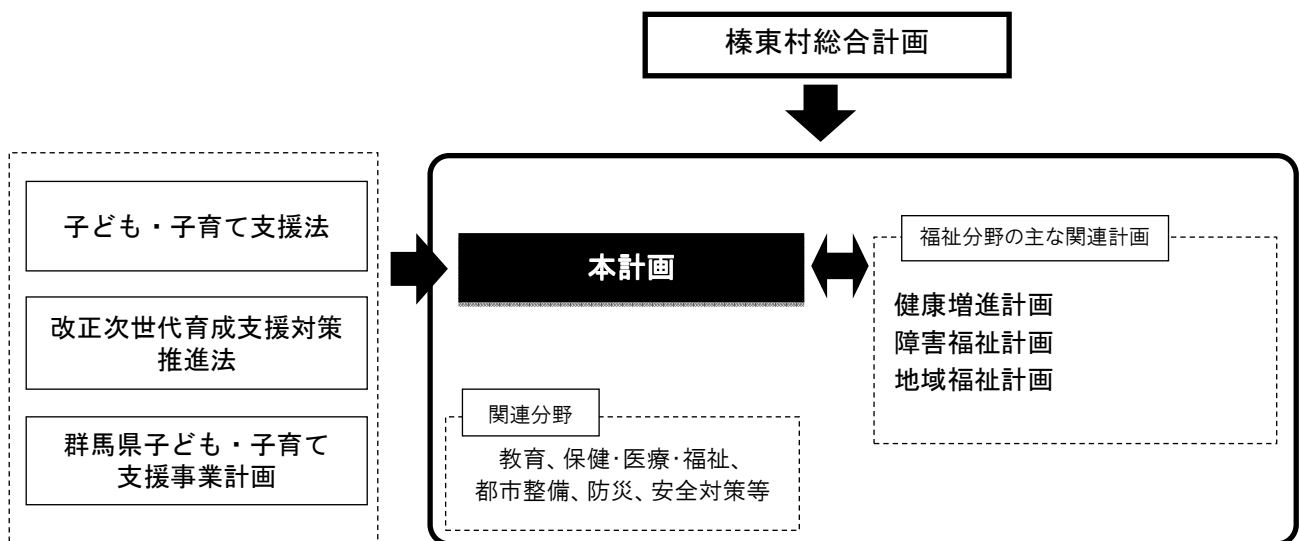


②本計画の位置づけ

本計画は、榛東村総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本村の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



1－3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。

1－4 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「榛東村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

1-5 少子化対策の流れ

①初期の少子化対策

平成2年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成6年には、主に保育の拡大をめざす「エンゼルプラン」が策定され、平成11年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

②次世代育成支援対策等

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけての10年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することを定められました。

本村においても、「榛東村次世代育成支援行動計画」とこれに続く「榛東村次世代育成支援行動計画（後期行動計画）『榛東村子ども元気プラン』」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、取り組みを行ってきました。

また、同じく平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められましたが、平成22年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て新システム」の検討・議論が進められました。

③子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」とよばれ、平成27年4月から本格的にはじまることになっています。

なお、平成26年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として10年間延長されることになりました。

【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる子ども・子育て関連3法とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔認定こども園法改正〕

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔整備法〕

2 子ども・子育て支援制度の概要

2-1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成されています。

1. 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
 - ・施設型給付、地域型保育給付を規定
 - ・子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け
- ⑥ 子ども・子育て会議の設置に関する努力義務

2. 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
 - ・学校及び児童福祉施設として法的位置付けをもつ単一施設として創設
 - ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人（株式会社は不可）
 - ・園長及び保育教諭の配置を規定
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例

3. 整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
 - ・市町村による保育の実施義務を規定
 - ・保育所は欠格事由に該当しない限り原則認可
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらに含まれるか明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等（地方自治法、教育職員免許法など）

2-2 制度の全体像

(1) 子ども・子育て支援法のサービス

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園		
				新制度への移行を選択する幼稚園		
			2. 保育所（保育園）※			
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園		
				幼稚園型認定こども園		
		保育所型認定こども園				
		地域型保育給付	4. 小規模保育事業			
			5. 家庭的保育			
			6. 居宅訪問型保育			
			7. 事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援に関する事業				
		2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）				
		3. 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）				
		4. 乳児家庭全戸訪問事業				
		5. 養育支援訪問事業等				
		6. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				
		7. 一時預かり事業（一時保育事業）				
		8. 病後児保育事業（病児・病後児保育事業）				
		9. 時間外保育事業（延長保育事業）				
		10. 放課後児童クラブ・放課後こども教室				
		11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				
		12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
		13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				
	子ども・子育て支援法以外			新制度への移行を選択しない幼稚園		

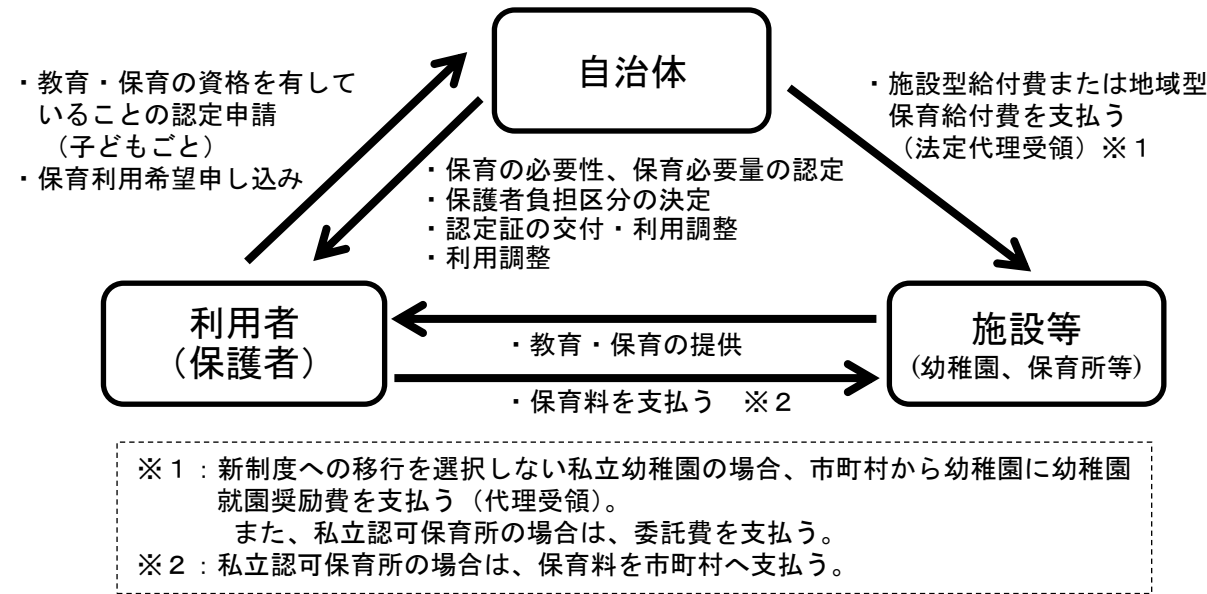
※ 榛東村では「保育園」ですが、法制度関連については「保育所」と表記している

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■給付の仕組み（イメージ）



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

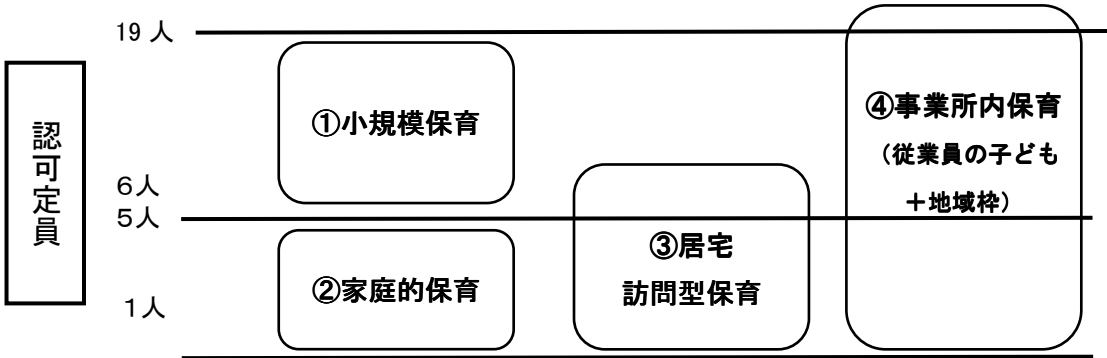
ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業に定められており、その 13 事業は交付金の対象となりますが、榛東村では、13 事業以外にも独自の施策を展開していきます。

（２）質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

①認定こども園制度の改善

- ・従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されていました。
- ・認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。
- ・また、財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。
- ・なお、幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない）。

②保育に係る認可制度の改善

- ・新制度における保育については、従来の認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。
- ・社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。
- ・村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

(3) 保育の必要性の認定について

- ・新制度においては、保育所等への入所申し込みから切り離した手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととなります。
- ・これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になります。

①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用サービス
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 幼稚園（※）
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

※幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

◆事由

- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして村が定める事由

◆区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

◆優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

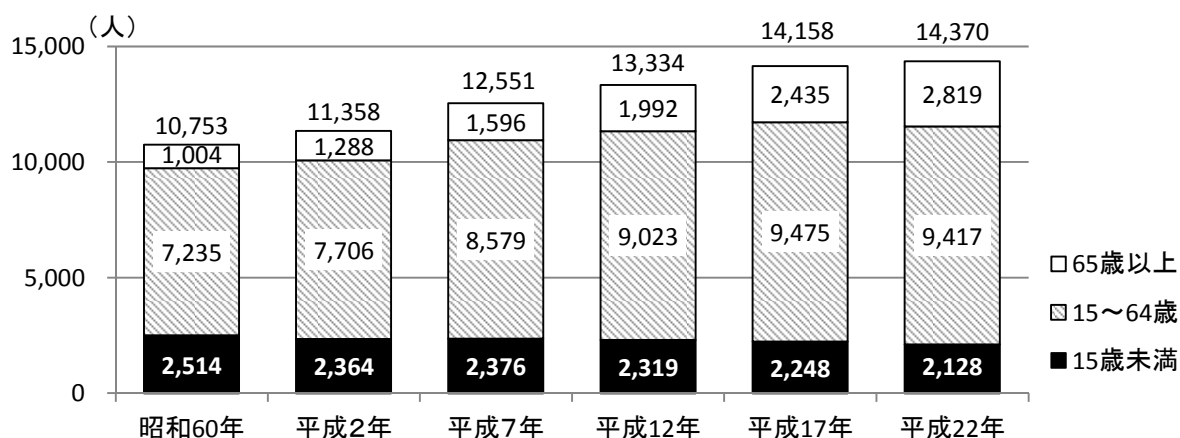
1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

- ・総人口は、昭和60年の1.0万人から20年間で約3,600人増加し、平成17年に1.4万人となり、その後、横ばいで推移しています。
- ・15歳未満の人口（比率）は、昭和60年の2,514人（23.4%）から平成22年には2,128人（14.8%）と、25年間で約400人（8.6ポイント）減少しています。

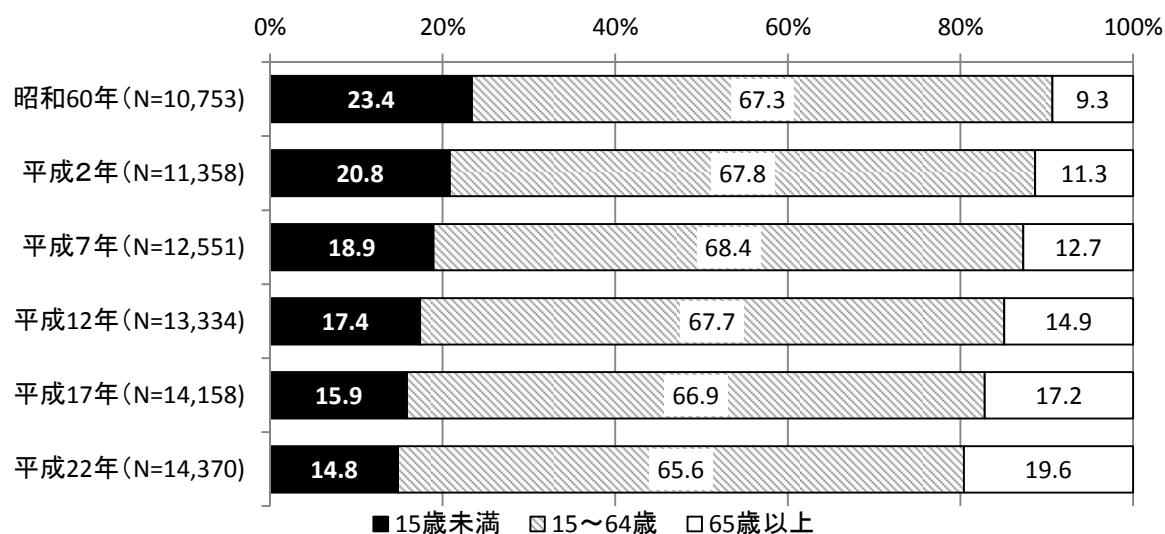
■ 年齢3区分別の人口の推移



※人口総数は年齢不詳を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分別人口比率の推移

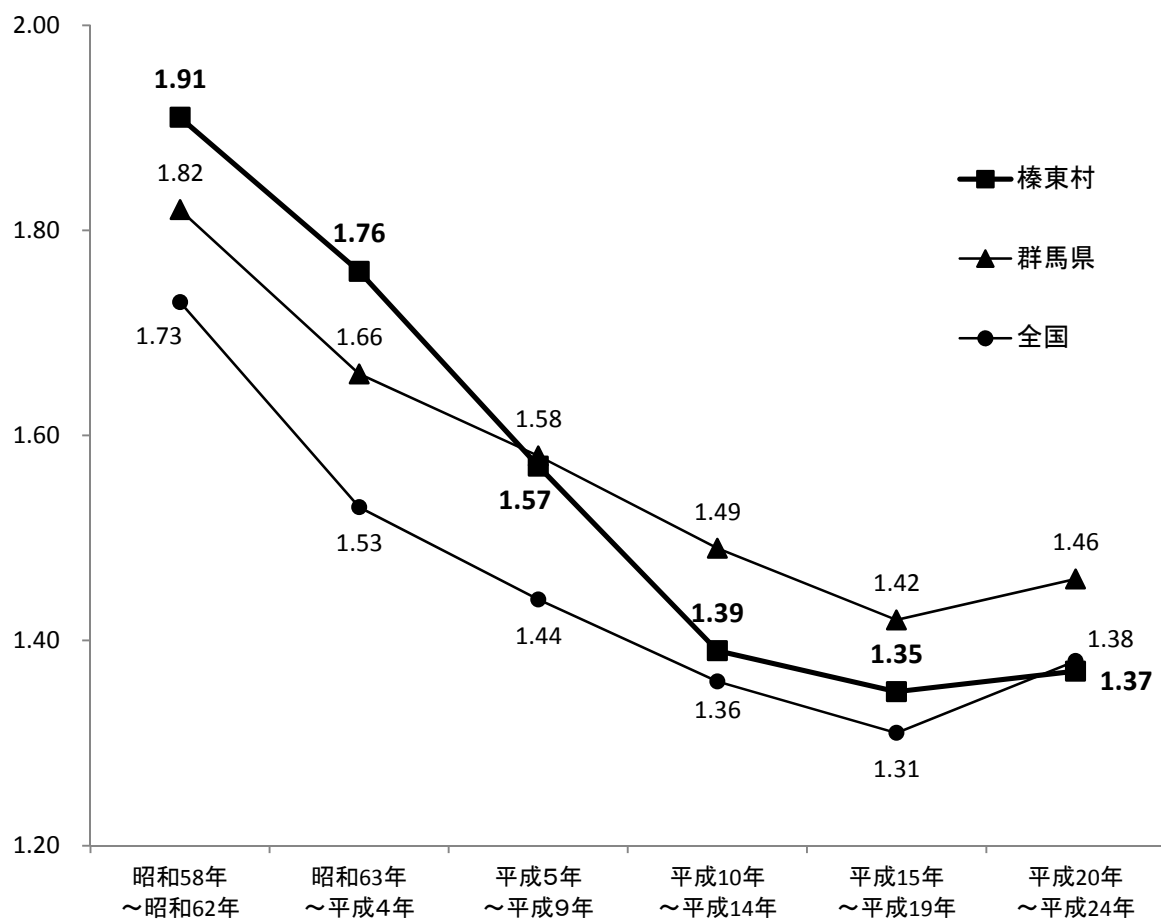


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

- ・合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、減少傾向は落ち着いたものの、平成20年～平成24年は1.37で、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

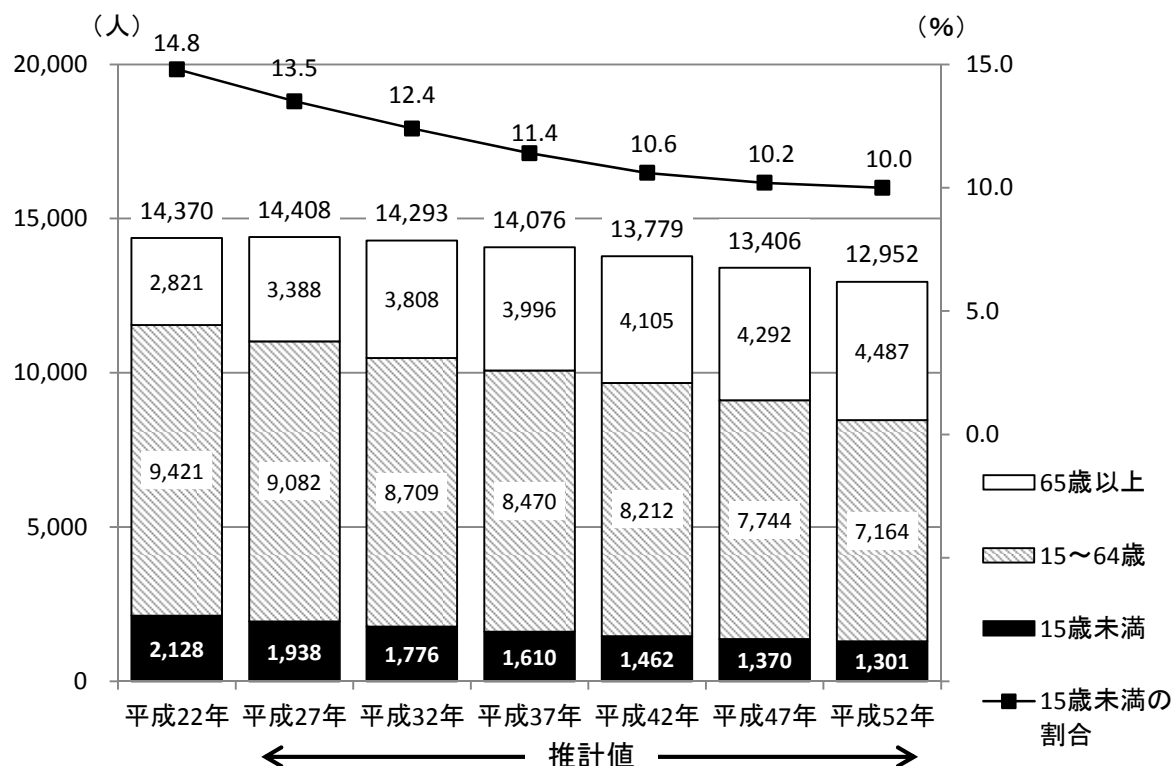


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 将来の人口推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本村の人口は平成37年まで14,000人台を微減で推移すると推計されています。
- ・15歳未満の人口（比率）は、減少が続き、平成22年の約2,000人（14.8%）から平成37年には約1,600人（11.4%）と、15年間で約400人（3.4ポイント）減少すると見込まれます。

■年齢3区分別人口推計



※年齢区分別人口は、年齢不詳を含む補正值
国勢調査人口に基づく推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

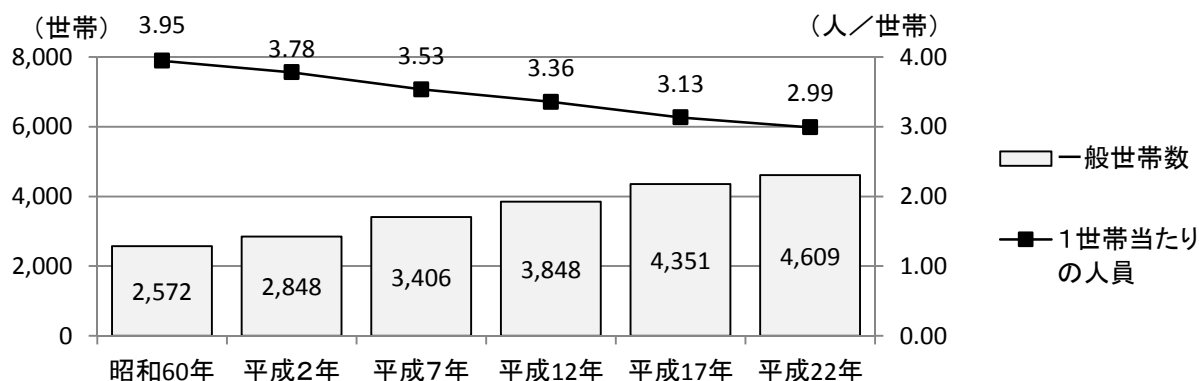
1-2 世帯の状況

(1) 世帯の状況

①一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加し続けており、昭和 60 年から平成 22 年までの 25 年間で約 2,000 世帯増加しています。
- 「1 世帯当たりの人員」は昭和 60 年には 3.95 人／世帯でしたが、減少を続けており、平成 22 年に 3 人を下回り、2.99 人／世帯となっています。

■一般世帯数と平均世帯人員の推移

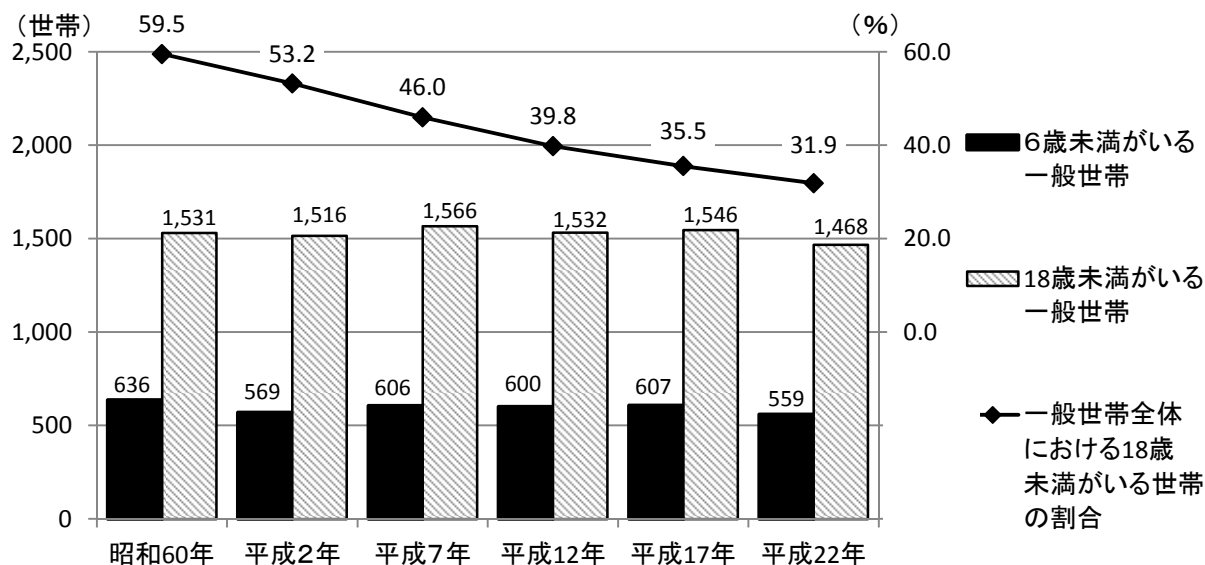


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

②18 歳未満がいる一般世帯数の推移

- 18 歳未満がいる一般世帯についてみると、「18 歳未満がいる一般世帯」は、平成 17 年までは 1,500 人台で増減しながら推移してきましたが、平成 17 年から 22 年にかけて減少し、1,468 世帯となっています。また、「6 歳未満がいる一般世帯」は、平成 7 年から平成 17 年までは 600 人台で推移していましたが、平成 22 年は 559 世帯となっています。
- 「一般世帯全体における 18 歳未満がいる世帯」の割合は、昭和 60 年は 59.5%でしたが、平成 22 年は 31.9%と、低下しています。

■18 歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



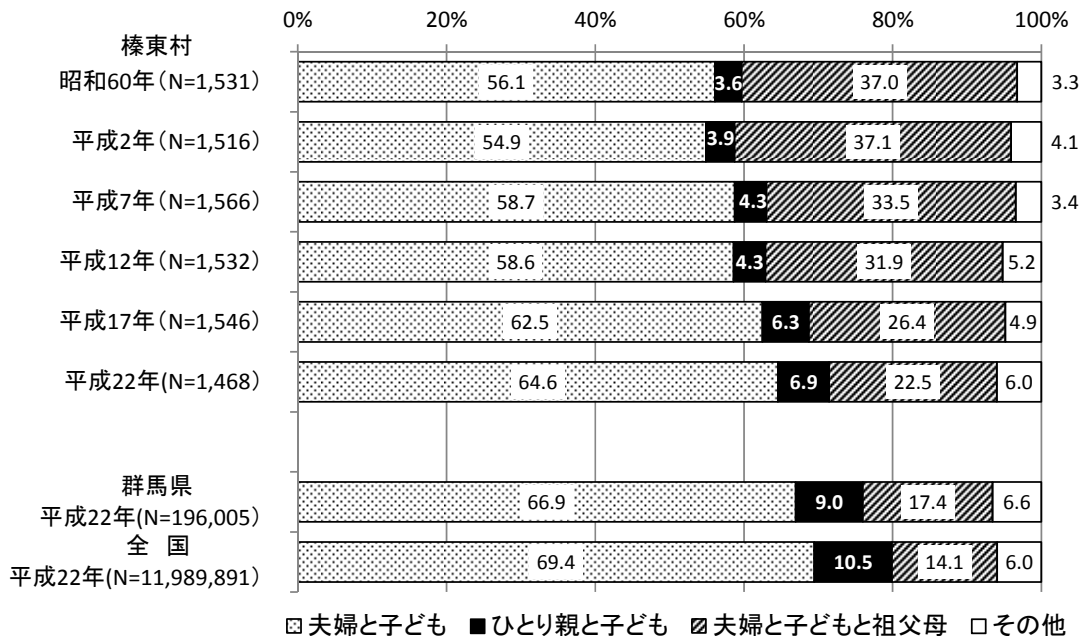
※18 歳未満がいる一般世帯：6 歳未満がいる一般世帯を含む

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③世帯類型の推移

- ・18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、平成2年以降、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合は増加しています。
- ・「ひとり親と子ども」の割合は、増加しており、平成22年は6.9%となっています。なお、群馬県平均及び全国平均よりも低い割合となっています。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）



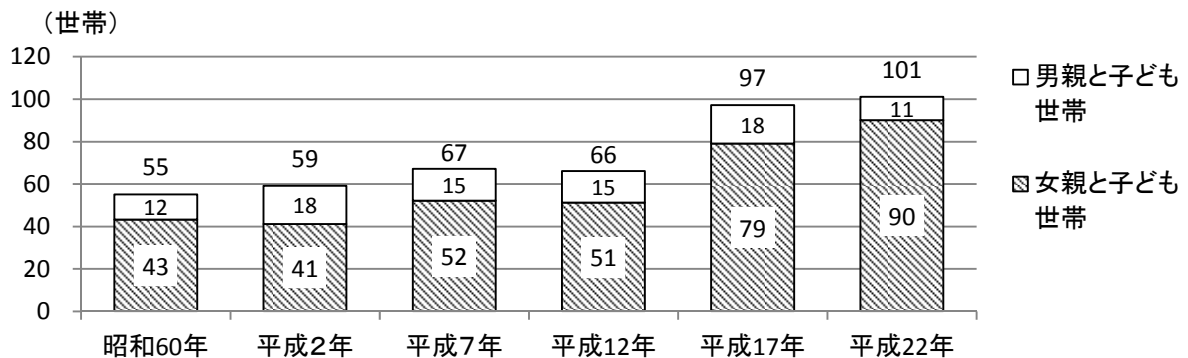
※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親と子ども世帯の状況

- ・ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の世帯数は、平成12年以降増加傾向にあり、平成22年は「男親と子ども世帯」が11世帯、「女親と子ども世帯」が90世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移



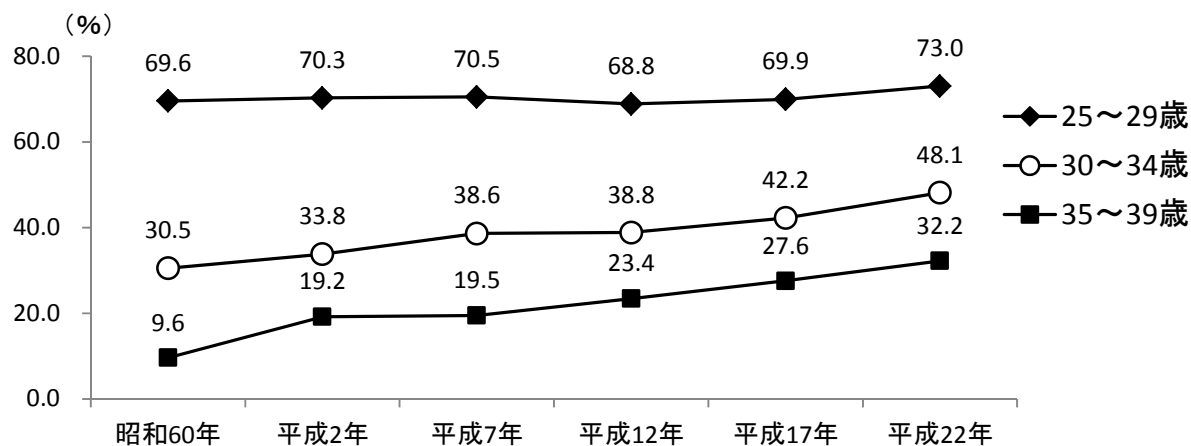
※男親（女親）と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

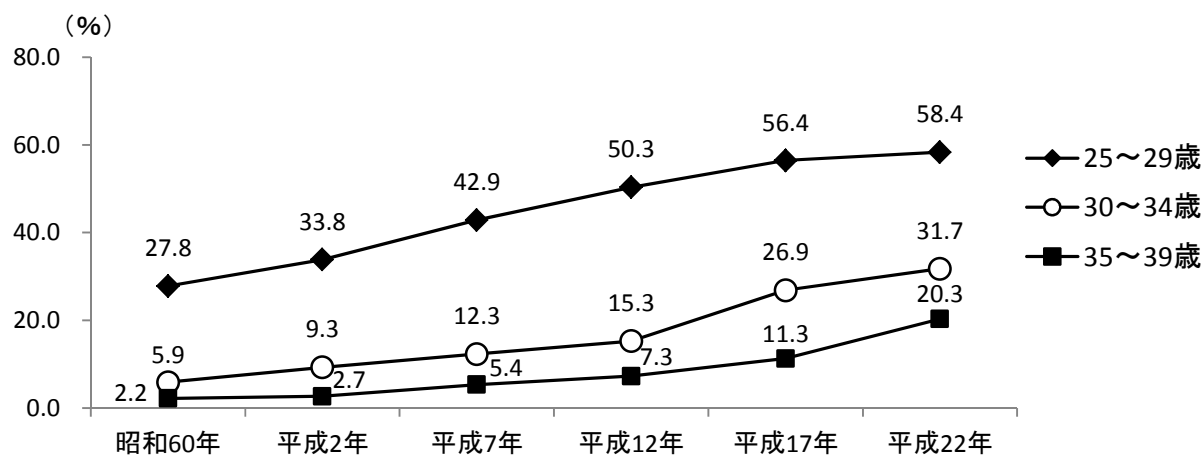
(2) 未婚の状況

- ・少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別にみると、昭和60年では男性が9.6%、女性が2.2%でしたが、平成22年には男性が32.2%、女性が20.3%となっています。

■ 未婚率の推移 男性（25～39歳）



■ 未婚率の推移 女性（25～39歳）

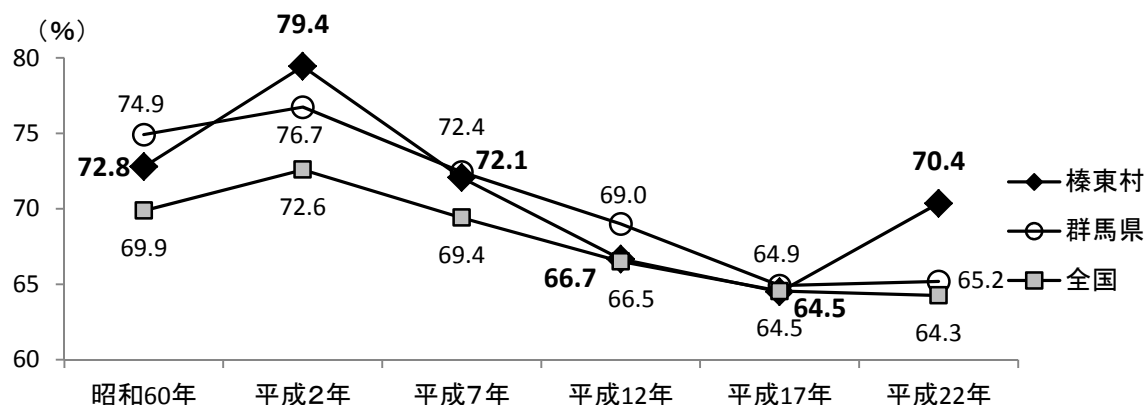


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

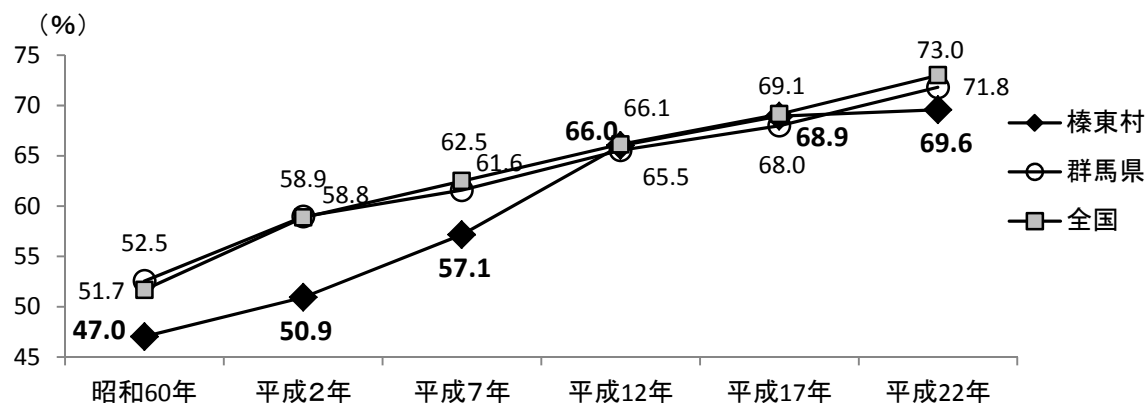
1-3 就労状況

- 女性の就業率の推移をみると、25～29 歳、30～34 歳は上昇傾向にあります。20～24 歳はやや低下傾向にありましたが、平成 17 年から平成 22 年にかけて上昇しています。
- 全国、群馬県平均と比較すると、平成 22 年の 20～24 歳は全国平均、群馬県平均よりも高くなっています。

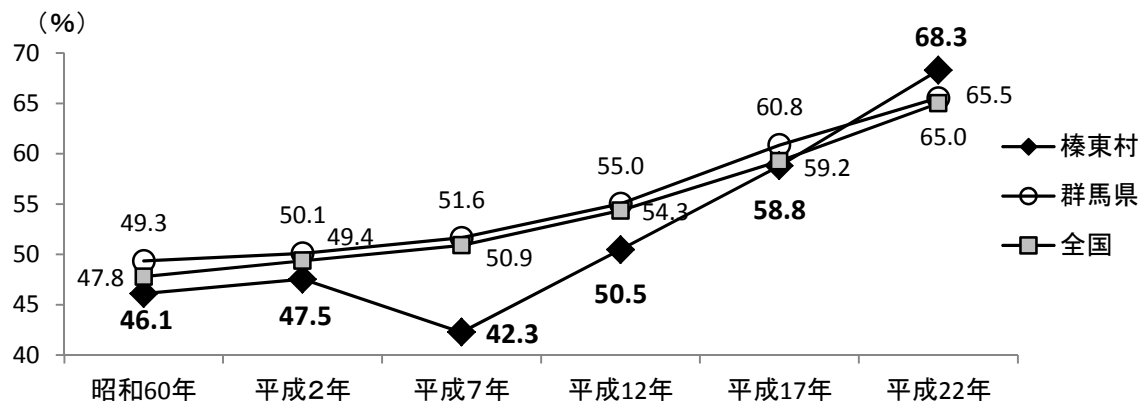
■女性就業率（20～24 歳）



■女性就業率（25～29 歳）



■女性就業率（30～34 歳）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

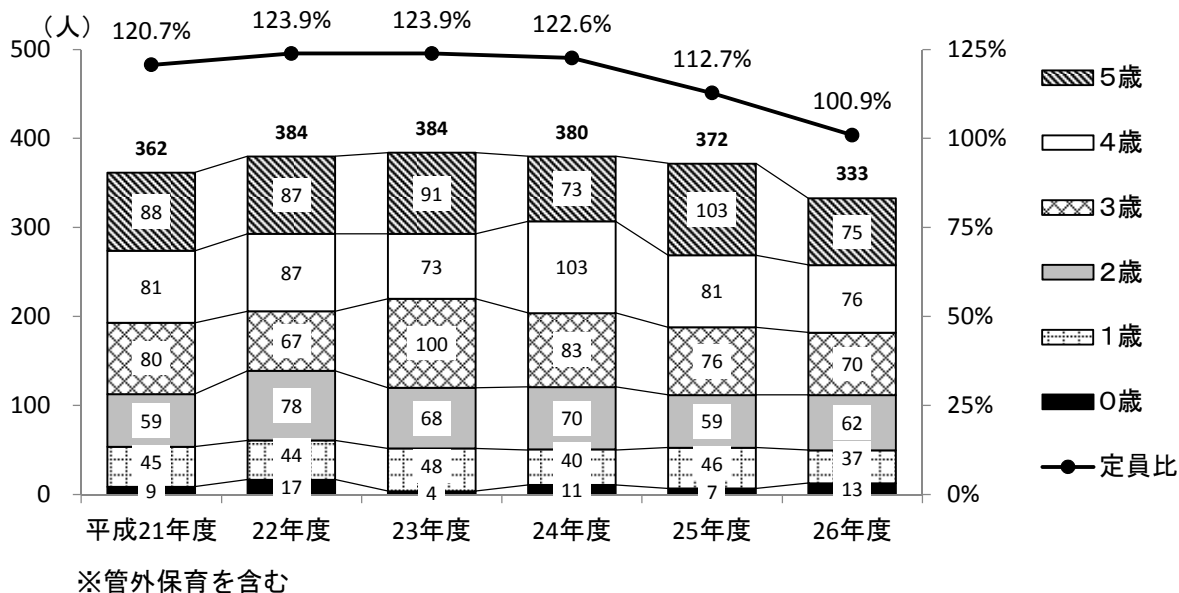
2 子ども・子育て支援事業の現状

2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況

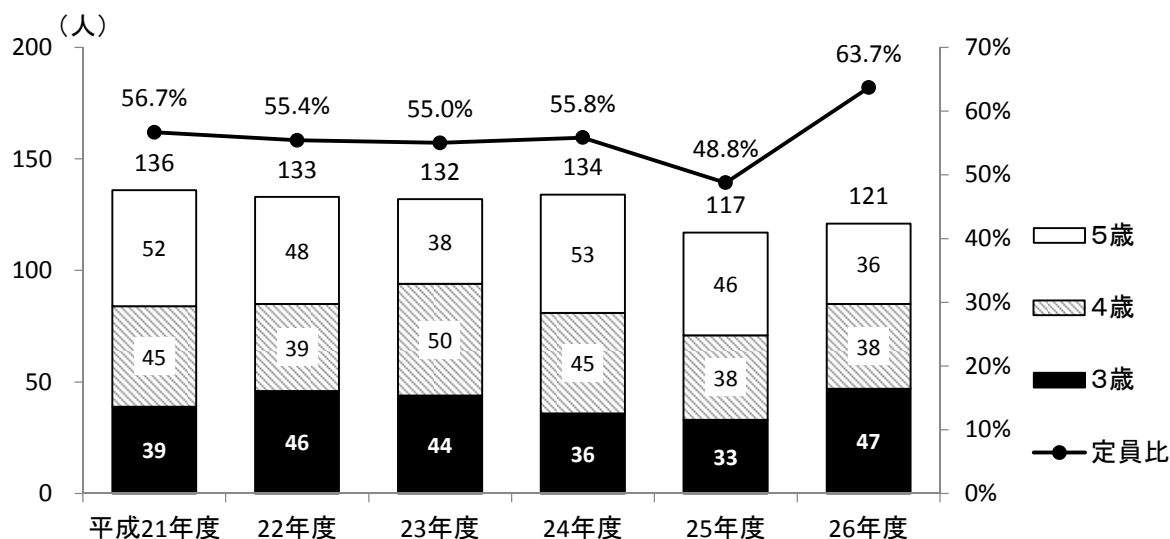
（1）保育園・幼稚園の利用状況

- ・保育園利用者数（管外保育を含む）は380人前後で推移していましたが、平成26年度に減少し、333人になっています。また、定員比は120%強で推移していましたが、平成25年度に定員を20人増やし、平成26年度は約101%となっています。
- ・幼稚園の利用者数は平成24年度までは130人台（定員比56%前後）で推移していましたが、平成26年度は121人（定員比63.7%）となっています。なお、平成26年度に定定員比が上昇しているのは、50名の定員減によるものです。

■ 保育園の利用状況の推移（各年5月現在）



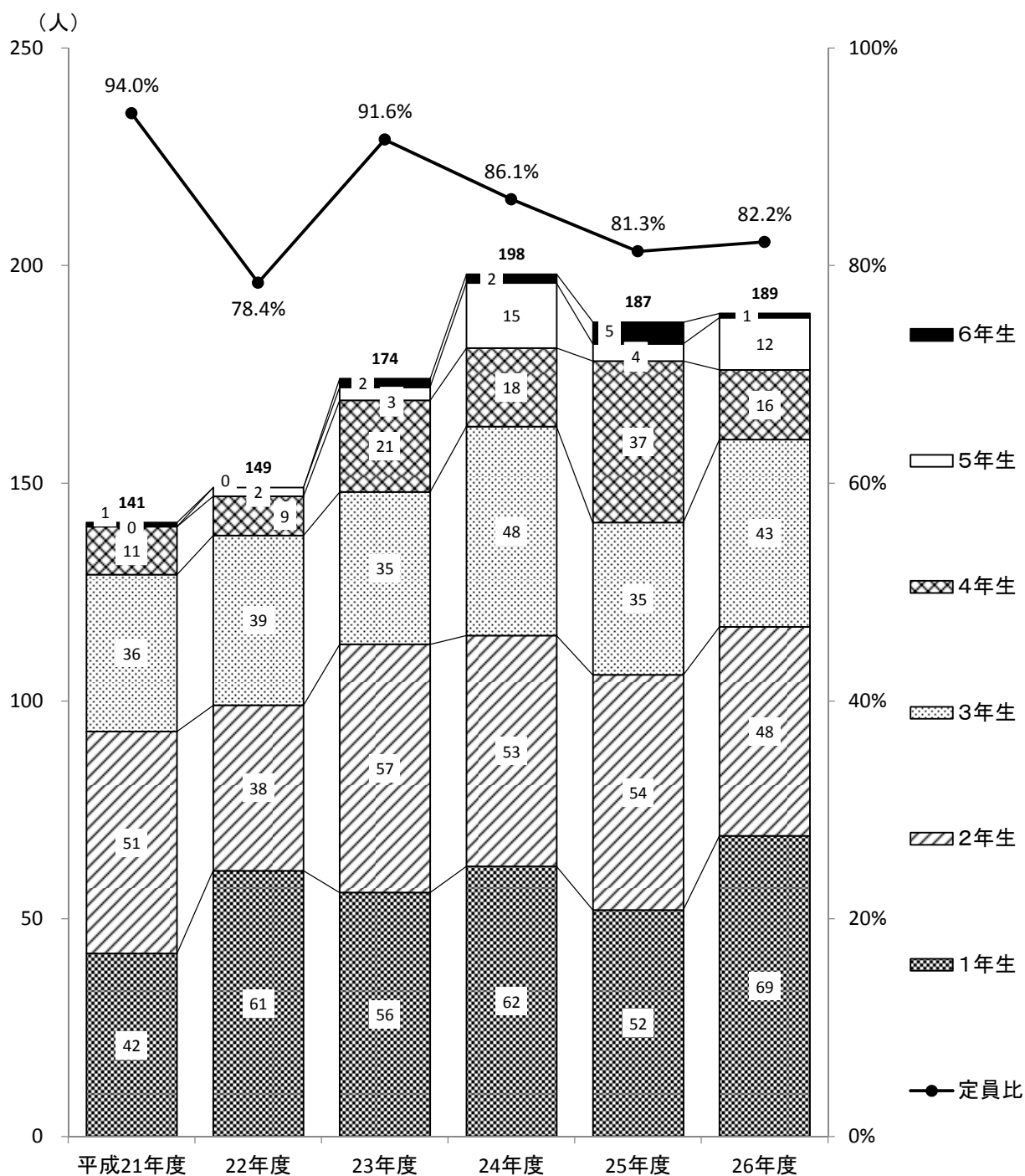
■ 幼稚園の利用状況の推移（各年5月現在）



(2) 放課後児童クラブの利用状況

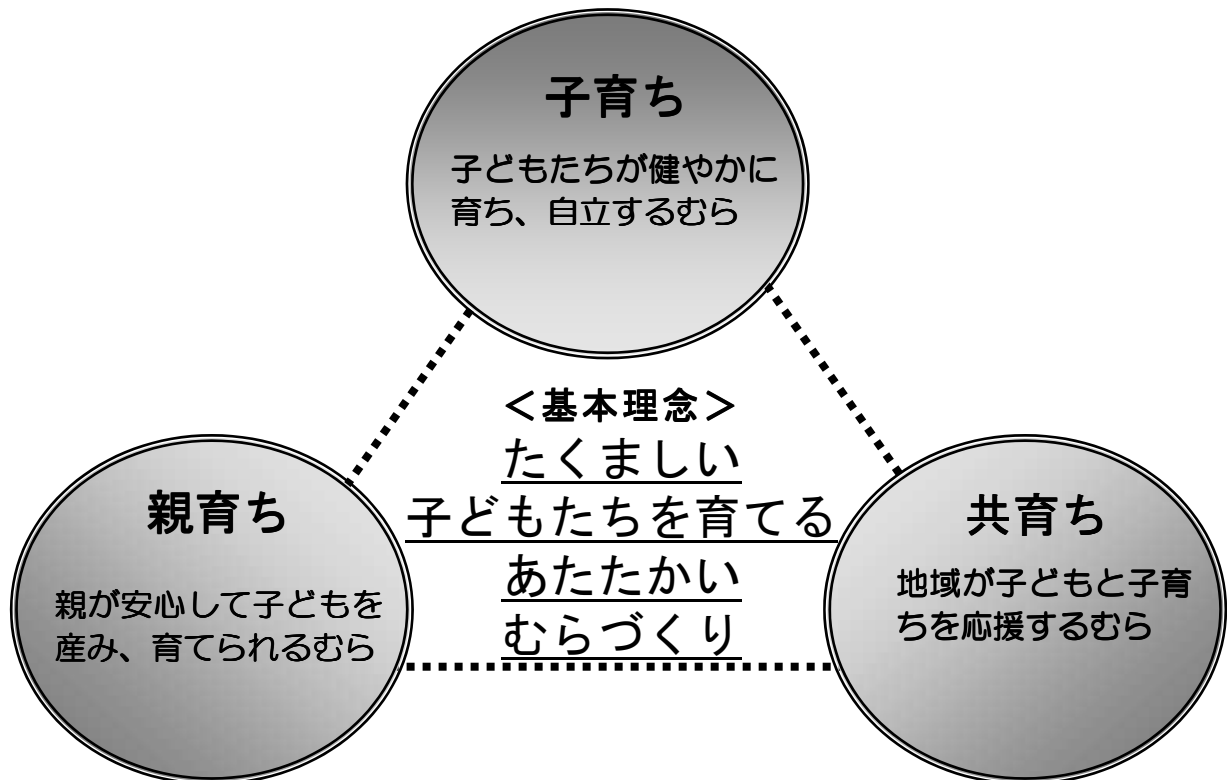
- ・放課後児童クラブの利用（登録）者は、平成 24 年度まで増加傾向にありましたが、平成 25、26 年度は 190 人弱で推移しています。
- ・利用児童数の増加に伴い平成 24 年度に新たな学童保育所を 1 施設開設しています。
- ・各学童の定員については、榛東北部第 1 学童保育所が 30 人で、それ以外の 5 施設は、それぞれ 40 人まで受け入れが可能です。

■放課後児童クラブ（年度実績・人）



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 将来像・基本目標



子ども・子育て支援は、新制度になりますが、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画の理念や基本目標を引き継ぐものとします。

目標1：子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

すべての子どもが尊重され、子育て・子育て支援が真に子どもが幸せに育つためであるよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取り組みを推進します。

目標2：親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援する取り組みを推進します。

目標3：地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

2 施策の体系

目標	方針	主な施策
子どもたちが 健やかに育ち、 自立するむら (子育て)	1-1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり	(1)遊びの機会と場づくり
	1-2 生きる力を育む 教育・学習の推進	(1)幼児期の学校教育の充実
		(2)学校教育の充実
		(3)地域教育・学習の充実
		(4)家庭教育の支援
	1-3 子どもの人権の 尊重と自立支援	(1)子どもの人権の尊重
		(2)子どもの相談体制の充実
		(3)子どもの社会への参画
親が安心して 子どもを産み、 育てられるむら (親育ち)	2-1 ゆとりのある子 育て環境づくり	(1)子育てと仕事の両立
		(2)男女共同による子育ての推進
		(3)子育て交流
	2-2 子育て家庭へ の社会的な支援	(1)多様な保育サービスの充実
		(2)学童保育の充実
		(3)子育て家庭への各種支援制度の充実
		(4)障害のある子どもや家庭への支援
		(5)ひとり親家庭への支援
		(6)相談・情報提供の充実
	2-3 母と子の健康づ くり	(1)母と子の健康づくり支援の充実
		(2)思春期保健対策の推進
		(3)保健・医療体制の充実
地域が子ども と子育てを応 援するむら (共育ち)	3-1 安全で安心な環 境づくり	(1)交通安全・防犯対策の推進
	3-2 子育てしやすい 居住環境づくり	(1)子育てにやさしい環境の整備
	3-3 子育ての地域ネ ットワークづくり	(1)地域の結びつきの強化
		(2)家庭と地域で取り組む児童の健全育成

第4章 子ども・子育て支援策の展開

1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

1-1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら子どもが健康に育つように、子どものための遊び場や居場所の確保が重要です。

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる地域環境づくりを進めるとともに、子どもが単に遊ぶだけでなく、やすらぎの場、いこいの場、交流の場として、また、人間形成や情緒面の発達などを引き出してくれる場としての居場所が確保できるように、構想段階で住民の声を反映させながら整備をしていきます。

（1）遊びの機会と場づくり

主な施策	取り組み内容	担当
公園・子どもの遊び場の整備	・ふるさと公園などの遊具の事故を防止するため、毎年度の遊具点検検査を実施し、遊具の安全確保を図ります。	産業振興課 建設課 子育て・長寿支援課 教育委員会事務局
地域における子どもの居場所づくり	・コミュニティセンターや地区の集会所などを活用し、放課後の子どもの遊び場や中高生の居場所の確保を図ります。	総務課 教育委員会事務局
	・児童館の充実と整備に努めます。	子育て・長寿支援課
	・保護者・地域住民と連携し、体育館や運動場などの学校施設を子どもの遊び場として有効に活用します。	教育委員会事務局
	・中高生の意見を取り入れ、年間を通した中高生の居場所づくりの検討を進めます。	
住民参加による公園の有効活用	・保護者や住民の協力により、公園を利用した遊びのイベントなどを実施し、遊び方を知らない子どもたちに集団遊びの楽しさを教えます。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
放課後・土曜日の子どもの居場所づくり	・学童保育所や放課後子ども教室における活動との連携による平日の放課後や土曜日の児童の居場所づくりを進めます。	子育て・長寿支援課 教育委員会事務局

1-2 生きる力を育む教育・学習の推進

学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことが重要となっています。

学ぶ意欲と基礎学力の向上を図り、さらに、いじめや不登校をなくす取り組みを進めるとともに、子どもの豊かな心と健やかな身体の育成、障害のある子どもの教育の充実を図ります。また、保護者や地域住民の協力のもとに体験活動の充実を図るとともに、父親の家庭教育への参加など家庭教育の充実の促進を図ります。

(1) 幼児期の学校教育の充実

主な施策	取り組み内容	担当
環境の充実	・ 園庭の環境・遊具の充実を図り、遊びや日常の様々な活動を通して、自ら体を動かす意欲や、進んで運動しようとする意識を育てます。	教育委員会事務局
家庭等の連携	・ 保護者を対象とした懇談会やグループ懇談会の実施、園・クラスだより等の連絡物、授業参観、園開放の設定、地域との交流等により、家庭との連携を強化します。	教育委員会事務局
保育園・幼稚園と小学校との連携	・ 幼児教育の充実を図るとともに、保育園・幼稚園と小学校との連携を強化し、小学校1年生の学習や学校生活への移行を円滑にできるように支援します。	教育委員会事務局
教職員の研修の充実	・ 幼児教育の充実をめざし、チーム保育、教員の園内・園外研修の充実などを図ります。	教育委員会事務局

(2) 学校教育の充実

主な施策	取り組み内容	担当
学ぶ教育と基礎学力の向上	・教育研究所を中心に教員の研究活動や研修の充実を図ります。 ・登録制度などを整備し、地域住民講師の招聘による実体験に基づいた興味のもてる授業を実施します。	教育委員会事務局
学ぶ意欲と基礎学力の向上	・乳幼児、高齢者など異なる世代との交流を進めるとともに、福祉体験教育や環境教育を進めます。 ・教員研修や教育相談活動の充実を図り、いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。 ・外部講師の活用等による道徳授業の充実を図るとともに、「心の教育」に関する講演会の実施等により、人を思いやることのできる心の育成を図ります。	教育委員会事務局
健やかな身体の育成	・年間指導計画により給食指導を行い、生活習慣病の予防など、健全な食生活習慣の確立を図るとともに、地産地消への取り組みや食育の推進、郷土料理の研究などにより、食文化の継承を図ります。 ・健康と体力の維持・向上を図るため、体育の授業やクラブ活動の充実、小中学校の各種スポーツ大会を充実します。	教育委員会事務局
障害のある子どもへの教育的支援	・特別な支援を必要とする子どもの受け入れに対して、専門的な機関との連携、教職員間の共通理解の促進と協力体制づくり、学級補助員等の人的配置などを進めます。 ・障害の程度や園児及び児童生徒一人ひとりのニーズに対応して適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図ります。 ・発達障害者支援法に対応し、支援員を配置するなど、専門的な指導の充実を図ります。	教育委員会事務局 総務課
学校教育施設・設備の充実	・地域の防災拠点として、校舎の耐震化、土砂災害や水害等への対策など、防災対策の充実に努めます。 ・学校施設・設備の計画的な整備・充実を進め、教育環境の向上を図ります。 ・学校のバリアフリー化を進めます。	総務課 教育委員会事務局
開かれた、信頼される学校づくり	・公開授業の実施など開かれた学校づくりを進め、保護者・住民の教育への関心を高めるとともに、学校教育の充実につなげます。 ・運動場や体育館、余裕教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。 ・学校の伝統や校風を大切に、地域や学校の実態を十分に考慮した、特色ある学校づくりに努めます。	教育委員会事務局
榛東村教育研究所の研究・研修の充実	・教育講演会の開催、実践的具体的な研修事業の実施などにより、教職員の資質向上を図ります。	教育委員会事務局

(3) 地域教育・学習の充実

主な施策	取り組み内容	担当
地域の教育力の向上	・保護者や住民の知識や技能、経験など、地域の教育力を活かして、環境、産業、生活、文化、創作活動などの学校の体験的教育活動を支援するスクール・ボランティアへの参加を促進するため、人材登録制度などを行っています。	教育委員会事務局
	・読書ボランティアの育成を図り、読み聞かせ会の実施など、読書活動の推進を図ります。	
体験学習の充実	・自然や伝統工芸などの体験、また、高齢者や障害のある人、地域の人との交流の機会を増やします。	教育委員会事務局
スポーツ・レクリエーション活動の充実	・スポーツ少年団の活動の促進、運動場や体育施設の利用促進、各種スポーツイベントの充実を図ります。	教育委員会事務局
子ども会の活性化	・子ども会の行事や清掃ボランティア活動、リサイクル活動などを通じて、子ども同士や地域の大人とのつながりをもてる子ども会活動の活発化を促進します。	子育て・長寿支援課

(4) 家庭教育の支援

主な施策	取り組み内容	担当
家庭教育に関する学習の機会の充実	・将来の仕事や社会で果たすべき役割など、子どもの生きる力を養う家庭教育の推進に向けて、家庭教育学級（子育てウイーク）、学習会や講演会など、保護者の学習機会の充実を図ります。	教育委員会事務局
	・子育ての不安や悩みを話し合い、解決するための親同士の交流機会の充実を図ります。	
家庭教育に関する情報提供の充実	・家庭教育に関して、地域子育て支援センター事業による育児相談等を通じた情報提供の充実を図ります。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課

1-3 子どもの人権の尊重と自立支援

我が国においては、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成6（1994）年4月に批准されました。この条約では、従来の受け身的な保護の対象として捉えていた考えではなく、権利の主体は子どもにあり、社会に能動的・積極的に参加する権利があるとされています。

子どもが自らの意志を表明し、様々な経験を積むことは、子どもが社会性を身につけ、自立をしていく上で、大きな役割を果たすことになることから、子どもたちの意見を尊重したむらづくりを進めていきます。

（1）子どもの人権の尊重

主な施策	取り組み内容	担当
児童の権利に関する条約の普及・啓発	- 児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスターチラシの配付等の普及・啓発活動を継続します。 - 教員対象の研修会、情報の提供及び広報活動の充実を図ります。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
児童虐待防止法の周知	広報、ホームページ、オレンジリボン運動の推進などにより、児童虐待防止法の周知を図ります。	子育て・長寿支援課
人権意識の醸成	- いじめをなくす取り組みなどを通じて、人権を尊重する心を養う保育、教育の徹底を図ります。 - 児童虐待やいじめ、差別問題などの対策を通じて、人権教育を進めます。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
虐待防止ネットワークの充実	- 教育委員会、小中学校、児童相談所、警察などからなる虐待防止ネットワークの連携の強化を図り、虐待の防止を図ります。 - 相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスに努めます。 「要保護児童対策地域協議会」の運営の充実を図ります。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課 健康・保険課

（2）子どもの相談体制の充実

主な施策	取り組み内容	担当
学校の相談体制の充実	教育相談について教員研修の充実や県教委との連携強化を図り、勉強やいじめ、不登校などについて、気軽に教師等に相談できる体制の充実を図ります。	教育委員会事務局
家庭児童相談員等の確保による相談支援体制の充実	家庭児童相談員や、経験や専門性を有する職員を確保・配置し、育児不安、育児放棄、児童虐待、家庭崩壊などの相談や継続的な支援に対応できる体制を構築します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課 健康・保険課

(3) 子どもの社会への参画

主な施策	取り組み内容	担当
地域や社会に関する学習の 機会の充実	・学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、勤労者、住民の権利や、住民の義務などについての学習機会を充実します。 ・地域での体験学習機会を増やし、地域社会を維持し、豊かにし、安全で魅力ある地域にしていくための学習機会を充実します。	教育委員会事務局
地域コミュニティ活動への 子どもの参画の促進	・清掃やリサイクル活動、伝統芸能、祭り・イベント、総合型地域スポーツクラブ、福祉ボランティア活動、地域産業の活性化など、様々な地域活動への子どもの参加機会の充実を図ります。 ・広報やホームページ等における子ども向けの情報提供を充実し、子どもの自主的な地域参加や活動を促進します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
子どもの意見 発表や自主的 活動機会の充 実	・子どもを対象としたアンケート調査やワークショップ、提案制度などを通して、子どもがむらづくりに意見を発表できる機会の充実を図ります。 ・子どもたちが地域社会の一員として、子どもの企画・提案・運営による各種のイベントや教室、施設活用など、自主的な取り組みの育成を図ります。	教育委員会事務局 基地・財政課 基地・財政課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課

2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

2-1 ゆとりのある子育て環境づくり

「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）とは、仕事も生活も大切にすることで、どちらかを犠牲にするのではなく、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取り組みです。しかしながら、父親の帰宅時間は遅く、家庭において子育ての主要な担い手は、母親であるのが現状です。また、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、家庭における子育て力が低下しています。

「仕事と生活の調和」をめざすとともに、子育てしながら働きやすい環境や、再就職の支援、また、家庭における男女の役割分担の見直しを通し、男女が共に子育てに参画し、子育ての大切さや楽しさを理解できるように啓発をしていきます。

（１）子育てと仕事の両立

主な施策	取り組み内容	担当
男性も含めた働き方の見直しなど多様な働き方の実現	・国・県等と連携し、勤労者・住民、事業主などに対して、少子化対策や子育て支援についての意識啓発、情報提供を行います。特に、子育て中の親に対する職場での理解促進に努めます。 ・出産・育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課 産業振興課

（２）男女共同による子育ての推進

主な施策	取り組み内容	担当
男女共同参画社会基本法の周知	・男女が共に家族の構成員として互いに協力していくことを定めた男女共同参画社会基本法の周知を図ります。	住民生活課
男女が協力する家庭・子育ての意識啓発	・若い夫婦等も気軽に参加できる工夫を行いながら、セミナー等の開催を検討します。	教育委員会事務局
父親の育児参加の促進	・PTA活動や奉仕作業、行事への参加や親子遠足、親子オリエンテーリングなどへ父親の参加を促進し、育児や幼児教育への関心を高めます。 ・幼稚園等での活動を機会に父親同士の連帯感を醸成し、地域での活動につなげます。 ・男性の料理・家事教室や育児教室を実施するとともに、父親向けの子育て関連情報の提供に努めます。	教育委員会事務局 健康・保険課

(3) 子育て交流

主な施策	取り組み内容	担当
保護者の交流と学びあいの場の提供	・乳幼児と保護者を対象とした交流の場を充実します。	健康・保険課 教育委員会事務局
	・幼稚園のPTA部会の活動、学級懇談会やグループ懇談会、親子でできる直接体験の機会などを通じて保護者相互の交流を促進します。	教育委員会事務局
	・幼稚園の園庭を開放し、保護者の交流の場として提供を行い、また、園内の子育て支援センター内での交流を図ります。	
	・既存施設や人材を活用した子育て交流サロンを支援します。	健康・保険課
子育てネットワークづくりの支援	・子育て交流ネットワークづくりを支援します。	子育て・長寿支援課
交流スペースの提供	・地域の交流スペースとして、幼稚園などの活用を図ります。 ・乳幼児と保護者を対象に、保育園のノウハウを活かした子育て支援事業（子育て支援センター）を行います。 ・平成26年度より、保育園だけでなく、幼稚園においても子育て支援センターを開催しています。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P44②参照）】	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課

2-2 子育て家庭への社会的な支援

相談・情報提供、保育サービスの充実に努めるとともに、親の経済的負担の軽減を図る各種の支援や障害ある子どものいる家庭や増大するひとり親家庭など、家事や子育ての援助が必要な家庭への支援を図ります。

(1) 多様な保育サービスの充実

主な施策	取り組み内容	担当
保育サービスの量の確保・整備充実	・ 保育園施設や設備の整備・充実を促進します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P42 参照)】	子育て・長寿支援課
乳児保育事業	・ 年度途中の乳児の入所に対応できるよう、保育士を確保します。	子育て・長寿支援課
延長保育事業	・ 多様な就労形態等による保育需要に対応して、延長保育事業を行います。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P46⑨参照)】	子育て・長寿支援課
一時保育事業	・ 育児疲れや急病、短時間勤務等による一時的な保育の需要に対応して、保育園で就学前の児童を預かる事業で、各保育園で実施しています。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P45⑦参照)】	子育て・長寿支援課
預かり保育	・ 幼稚園の在園児に対して時間外預かり保育を行います。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P45⑦参照)】	教育委員会事務局
病児・病後児保育(助成)	・ 就学前の子どもが病気等の時で、保護者の就業などの理由によって家庭での保育が困難なために医療機関等で実施する病児・病後児保育を利用した場合、その利用料の一部について助成します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P46⑧参照)】	子育て・長寿支援課
ショートステイ事業	・ 実施に向けて検討します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P45⑥参照)】	子育て・長寿支援課
保育士研修の充実	・ 保育士の専門性の向上を図るため、各種研修の情報提供や、研修に参加しやすい環境づくりに努めます。	子育て・長寿支援課
産前・産後サポート事業	・ 育児不安を抱えていたり、体調の回復が十分でない産前・産後の母親に対し、援助者が自宅に伺い家事や育児を行うもので、心身両面からの援助を目的としたサービスです。	子育て・長寿支援課
ファミリー・サポート・センターの活用促進	・ おおむね生後3か月～小学6年生の児童を対象に会員制で育児の相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センターの活用促進を図ります。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P48⑪参照)】	子育て・長寿支援課
障害児保育の充実	・ 障害の有無に関わらず乳幼児を保育する統合保育の充実に努めます。	子育て・長寿支援課

(2) 学童保育の充実

主な施策	取り組み内容	担当
定員の拡大	・ 村内6つの学童保育所について、利用希望者の増加に対応できるよう定員の拡大、開所時間の延長、施設の整備を進めます。	子育て・長寿支援課
放課後子ども教室	・ 子どもたちの放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を通じて豊かな体験を培います。	教育委員会事務局

(3) 子育て家庭への各種支援制度の充実

主な施策	取り組み内容	担当
医療費助成の実施	・ 中学校3年生までの子どもを対象に、医療費の自己負担の一部を助成します。	健康・保険課
経済的支援の充実	・ 小学校6年生までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給するほか、国・県等の経済的な支援制度の利用を促進します。 ・ 18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもを対象に村内の保育園・幼稚園の保育料を免除するとともに、村内の保育園・幼稚園、小中学校の給食費を無償とします。	子育て・長寿支援課 教育委員会事務局
実費徴収に係る補足給付を行う事業	・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です	子育て・長寿支援課

(4) 障害のある子どもや家庭への支援

主な施策	取り組み内容	担当
早期療養相談・指導等の充実	・ 5歳児健診等を通じた幼児期における心身の障害の早期発見に努めるとともに、療育相談・指導の充実、早期療育の重要性についての啓発を進めます。また、幼稚園・保育園、小学校、保健相談センターの連携による就学相談の充実を図ります。	健康・保険課 子育て・長寿支援課 教育委員会事務局
障害のある子どもに関する諸制度の周知徹底と相談の充実	・ 関係機関と連携し、障害のある子どもや家庭の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実に努めます。	子育て・長寿支援課 健康・保険課
国の制度に対応した円滑なサービスの提供	・ 現行制度下における児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、児童デイサービス事業等の支援費の支給を進めるとともに、国制度の見直し等に対応した円滑なサービスの提供を図ります。	子育て・長寿支援課
医療費の助成	・ 各種障害の種類や程度に応じた医療費の助成を行います。	健康・保険課 子育て・長寿支援課

(5) ひとり親家庭への支援

主な施策	取り組み内容	担当
ひとり親家庭の自立支援の促進	・ 自立に向けた相談、就業支援などを行うとともに、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業などを実施します。	子育て・長寿支援課
ひとり親家庭等への医療費助成	・ 母子、父子といったひとり親家庭、父母のいない子どもについて、18歳未満の子ども及びその扶養者の医療費の一部を助成します。	健康・保険課

(6) 相談・情報提供の充実

主な施策	取り組み内容	担当
利用支援	・ 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P43①参照）】	子育て・長寿支援課
情報提供・相談支援体制の充実	・ 保健相談センター、地域子育て支援センター、役場窓口等における相談・情報提供体制の充実を図ります。	子育て・長寿支援課
	・ 幼稚園・保育園において、保護者への情報提供、乳幼児の発達相談、保護者への相談・助言、個人面談、グループ懇談等を実施します。また、関係機関との連携を強化し、必要に応じて適切な支援への橋渡しをします。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
	・ 利用者からの情報も取り入れ、「子育てマップ」の内容充実を図るとともに、ホームページの活用などを検討します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課 健康・保険課
	・ 児童相談所における24時間相談ダイヤルの周知に努めます。	子育て・長寿支援課
子育ての学習の機会の充実	・ 親としての子どもの理解と接し方を学ぶ「家庭教育学級（子育てウィーク）」の充実を図ります。	子育て・長寿支援課 教育委員会事務局
	・ 幼稚園・保育園における、保育参観、保護者参加型の各種園行事などを通じた子育て学習の機会を提供します。	
	・ PTA活動・保護者会活動を通じて、主体的に活動する楽しさが体験できる取り組みや組織的な活動を通して社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。	

2-3 母と子の健康づくり

少子化の進行や家族・地域の社会構造の変化により、妊娠・出産・育児に対する母親の様々な不安や悩みが増加しています。このため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康の増進に取り組んでいきます。

さらに、思春期の健康課題として、心の健康・喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症等に対し、学校保健と連携して思春期保健対策を充実していきます。

(1) 母と子の健康づくり支援の充実

主な施策	取り組み内容	担当
いいお産の促進	・ 出産の正しい知識や心構え等について、「両親学級」などの学習の機会を提供します。 ・ 母子健康手帳を交付します。 ・ 県内医療機関に委託し、妊婦の健康診査を実施します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P44③参照）】 ・ 妊婦とその家族を対象にした相談の充実を図ります。 ・ 妊婦、新生児・産婦訪問を充実します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P44④参照）】	健康・保険課
不妊対策の推進	・ 不妊についての相談や不妊治療費の助成など不妊対策を推進します。 ・ 不妊に関する県の支援事業や相談窓口を紹介します。	健康・保険課
疾病の予防・早期発見	・ 健診の結果等を踏まえ、必要に応じて妊婦及び乳幼児家庭訪問を実施します。 ・ 乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする健康診査を充実します。	健康・保険課
心の健康の促進	・ 関係機関と協力し、育児相談、ブックスタートなどを通して的確な情報提供や助言などを行います。 ・ 母親のストレス抑制や相談活動などにより児童虐待の発生を予防します。	健康・保険課
歯の健康づくり	・ 幼児を対象に歯科健診を実施するとともに、フッ素塗布を実施します。 ・ 幼稚園児とその保護者を対象に、むし歯予防の講演会を開催します。	健康・保険課
「食育」の推進	・ 小児生活習慣病の予防に向けて、望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供を行います。 ・ 乳幼児健診などの場における、食育の充実を図ります。 ・ 学校保健と保健相談センター、食生活改善推進員等との連携を図り、食育の充実を図ります。	健康・保険課 健康・保険課 教育委員会事務局

(2) 思春期保健対策の推進

主な施策	取り組み内容	担当
健康教育の充実	・保健所や助産師会等と連携し、発育段階に応じた適正な性教育に努めます。 ・喫煙・薬物乱用防止などについての教育を充実します。	教育委員会事務局
思春期相談体制の充実	・心の問題について、相談体制の整備を図り、巡回による「こころの相談」等の教育相談活動の充実に努めます。	教育委員会事務局

(3) 保健・医療体制の充実

主な施策	取り組み内容	担当
保健体制の充実	・保健相談センターにおける相談等の業務の充実を図ります。 ・乳幼児健診等の母子保健活動に保育士が参加するなど、保健と福祉の連携を強化します。	健康・保険課
医療体制の充実	・近隣市町村の産科や小児科の情報提供に努めるとともに、村内での立地を促進します。 ・県、近隣市町村、関係機関と連携し、救急医療の確保及び情報提供に努めます。	健康・保険課

3 地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

3-1 安全で安心な環境づくり

子どもを狙った犯罪や交通事故が増加しています。また、子どもを連れて外出する際に不安を抱えている保護者も多くみられることから、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

（1）交通安全・防犯対策の推進

主な施策	取り組み内容	担当
子どもの交通事故や災害被害のないむらづくりの推進	・ 幼児・児童・生徒に対し、交通安全教育の充実を図ります。	総務課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
	・ P T Aや関係機関などと連携し、交通安全設備の整備やブロック塀の点検など、通学路の安全確保に努めます。	総務課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課 建設課
	・ 交通安全教育にあたる職員の指導力の向上を図ります。 ・ 道路の危険箇所を修繕し、歩道の整備を進めます。また、信号機等の交通安全施設の整備等を関係機関に要請していきます。	総務課 建設課 子育て・長寿支援課
スクールゾーンの整備	・ 小学校周辺道路のグリーンベルトの塗布など、スクールゾーン表示の整備を進めるとともに、住民への周知を図ります。	総務課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
子どもを犯罪から守るむらづくり	・ 通学路などに防犯灯、防犯カメラ、緊急通報装置など防犯装置の整備を図ります。	総務課 教育委員会事務局
	・ 広報や村のホームページ、榛東駐在所で発行している駐在所ニュース等による防犯関連情報の提供を図るとともに、「小中学校連絡メールシステムの活用など「不審者」情報の提供に努めます。また、保育園や幼稚園、学童保育などとも情報共有が図れるように、メールシステムの充実策についても検討していきます。	総務課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
	・ 警察の防犯パトロールやP T A、地域住民の協力による「子ども安全協力の家」「下校時防犯パトロール」など、子どもの見守り体制の確立を図ります。	
	・ 歩行者やドライバー、住民等が、いつも子どものことを気にかけて、見守る地域づくりを進めます。 ・ 関係機関と連携し、保育士や教職員の防犯講習会への参加促進、子どもや保護者に向けた防犯教室の実施により、防犯力の向上を図ります。	

3-2 子育てしやすい居住環境づくり

子どもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、保育施設や教育施設等の安全対策を進めるとともに、妊婦や子ども連れ等のあらゆる人が、安心して外出できる生活環境の整備を進めていきます。

(1) 子育てにやさしい環境の整備

主な施策	取り組み内容	担当
子育てバリアフリー化の推進	・公共公益施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。	基地・財政課 建設課 総務課 子育て・長寿支援課 教育委員会事務局

3-3 子育ての地域ネットワークづくり

子育て家庭だけでなく、高齢者も含めて見守りや支え合いにより、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域で知り合う機会を充実し、結びつきを強化します。

また、子育て家庭が安心して生活できる環境をつくるため、村だけでなく、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域住民、警察など関係機関と連携し、子どもを犯罪等の被害から守るための取り組みを推進します。

(1) 地域の結びつきの強化

主な施策	取り組み内容	担当
子育て支援ボランティアの育成	・地域子育て支援センターや保育園・幼稚園・学校、生涯学習施設などを活動拠点とする子育て支援ボランティアや子どもの体験学習ボランティアなどの育成を図ります。 ・PTA活動や子ども会活動などを通して、子育て支援ボランティアや体験教育ボランティアの育成に努めます。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
世代間交流事業の推進	・各地域や保育園・幼稚園・学校等における、昔からの遊びや生活の知恵、地域の伝統文化、農林業などの産業文化を伝承する世代間交流活動を促進します。 ・運動会、盆踊り、文化祭などのイベントを通して、世代間の交流を促進します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
子どもを見守る地域づくりの推進	・挨拶運動を行うとともに、地域の子どもを住民みんなで育てることの重要性を啓発する取り組みを促進します。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課

(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成

主な施策	取り組み内容	担当
児童の健全育成	・関係機関との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の立ち直り支援、非行防止などに努めます。 ・地域住民や事業者と連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的な規制を促進します。 ・環境浄化パトロール(青少年の溜まり場、コンビニ、自販機等)及び夜間パトロールを実施します。	総務課 教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
子どもに携帯を持たせない運動の推進	・携帯電話やスマートフォンは便利な一方で、子どもたちが犯罪に巻き込まれるおそれもあります。子どもたちに携帯を持たせない、フィルタリングサービスの利用、夜間の使用制限などの運動を推進していきます。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課
「おぜのかみさま」県民運動の推進	・スマートフォンやインターネットに関連する新たな青少年問題に対応することを目的に「おぜのかみさま県民運動」を推進します。「おぜのかみさま」とはインターネットを安全・安心に使うための心構えをまとめた群馬県で作成した標語です。	教育委員会事務局 子育て・長寿支援課

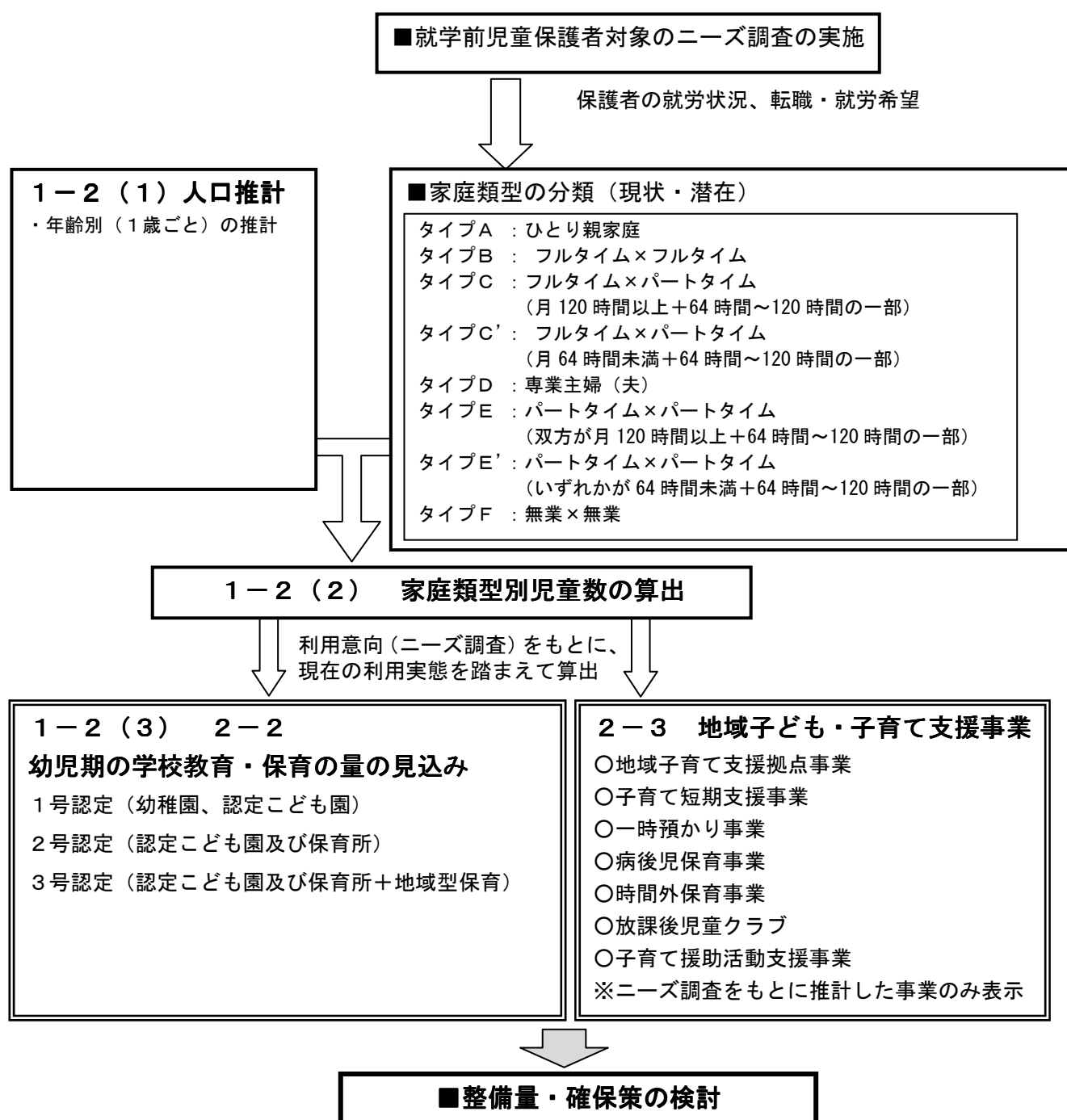
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 事業量推計

1-1 推計の流れ

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成25年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計しました。

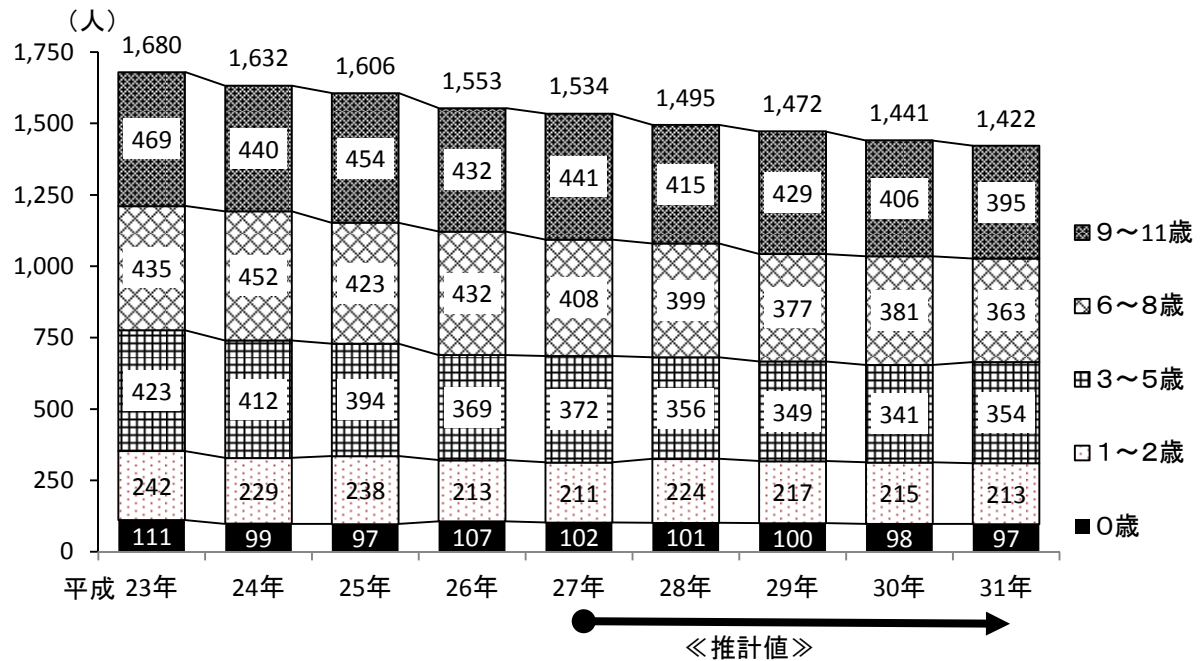
なお、本推計は、下記のフローに基づき算出していますが、認定にあたっては、家庭類型や就労時間に加え、子どもや家庭の状況など事由を勘案して判定します。



1-2 児童人口等の推計

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づく、児童人口の推計は、下記の通りです。



(単位: 人)

年齢	実績				推計値(計画期間)				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	111	99	97	107	102	101	100	98	97
1 歳	117	115	116	95	113	108	106	106	104
2 歳	125	114	122	118	98	116	111	109	109
3 歳	149	131	119	129	123	102	122	116	115
4 歳	134	149	127	120	130	125	103	123	117
5 歳	140	132	148	120	119	129	124	102	122
6 歳	143	147	131	153	122	121	131	126	104
7 歳	155	148	150	132	155	124	123	133	127
8 歳	137	157	142	147	131	154	123	122	132
9 歳	161	137	156	140	146	130	153	123	121
10 歳	144	163	136	156	140	146	130	153	122
11 歳	164	140	162	136	155	139	146	130	152

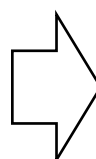
（２）家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。

潜在とは、１年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■潜在的な家庭類型（比率）

家庭類型		現 在		
		０歳	１～２歳	３～５歳
タイプＡ	5.1%	3.1%	0.0%	7.7%
タイプＢ	23.2%	25.0%	20.7%	24.0%
タイプＣ	25.3%	3.1%	20.7%	31.1%
タイプＣ′	10.1%	3.1%	8.5%	12.0%
タイプＤ	35.7%	65.6%	48.8%	24.6%
タイプＥ	0.7%	0.0%	1.2%	0.5%
タイプＥ′	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプＦ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



		潜 在		
		０歳	１～２歳	３～５歳
	5.1%	3.1%	0.0%	7.7%
	26.3%	31.3%	24.4%	26.2%
	24.6%	3.1%	20.7%	30.1%
	16.2%	6.3%	15.9%	18.0%
	27.3%	56.3%	37.8%	17.5%
	0.7%	0.0%	1.2%	0.5%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプＣ′：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋64時間～120時間の一部） ・タイプＤ：専業主婦（夫） ・タイプＥ′：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満＋64時間～120時間の一部） ・タイプＦ：無業×無業	１ 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦家庭、就労時間短家庭＞
・タイプＡ：ひとり親家庭 ・タイプＢ：フルタイム×フルタイム ・タイプＣ：フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋64時間～120時間の一部） ・タイプＥ：パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上＋64時間～120時間の一部）	２ 保育認定② （認定こども園及び保育園） ３ 保育認定③ （認定こども園及び保育園＋地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 ２ 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

（３）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示された基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

計画期間における量の見込みは以下のとおりとします。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

（単位：人）

区分		実数	推 計				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童数(5歳未満)		729	685	681	666	654	664
	3～5歳児	394	372	356	349	341	354
	0～2歳児	335	313	325	317	313	310
	0歳児	97	102	101	100	98	97
	1・2歳児	238	211	224	217	215	213
1号認定(3～5歳児)		117	99	95	93	91	94
2号認定(3～5歳児)		260	240	229	225	221	228
3号認定	0歳児	7	25	25	25	25	24
	1・2歳児	105	92	98	95	94	93
	計	112	117	123	120	119	117

区分	対象者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 幼稚園（※）
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

※幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭

2 提供体制の確保の内容

2-1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

(2) 区域設定

本村では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、榛東村全域とすることにします。

2-2 子どものための教育・保育給付

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育園	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
		幼稚園型認定こども園
		保育所型認定こども園
		地方裁量型認定こども園
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

【確保策】

- ・ 1号認定は 100 人弱で推移すると想定されます。また、2号認定のうち教育ニーズが高いのは 30 人強で推移すると想定され、幼稚園の必要量 130 人程度に対して、定員が 190 人で、充足しています。
- ・ 2号認定は 200 名程度と推計され、定員は 205 人で、必要量を確保できる見込みです。
- ・ 3号認定は 120 名程度と推計され、定員は 125 人で、必要量を確保できる見込みです。
- ・ なお、認定こども園、地域型保育事業等については、子ども自身にとっての教育・保育環境の充実を最優先に、ニーズや社会環境の変化を踏まえながら、子ども・子育て会議の場で継続的に整備の方向性について検討していきます。

(単位：人)

区分		計 画				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(利用意向)						
1号認定	幼稚園	99	95	93	91	94
2号認定	(教育ニーズが高い)	35	33	32	32	33
	保育園	205	196	193	189	195
	計	240	229	225	221	228
3号認定	0歳児	25	25	25	25	24
	1・2歳児	92	98	95	94	93
	計	117	123	120	119	117
確保策(定員)						
1号認定	幼稚園	190	190	190	190	190
2号認定	保育園	205	205	205	205	205
3号認定	保育園	125	125	125	125	125

2-3 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援に関する事業
 - ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
 - ③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
 - ④乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤養育支援訪問事業等
 - ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
 - ⑦一時預かり事業（一時保育事業）
 - ⑧病後児保育事業（病児・病後児保育事業）
 - ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
 - ⑩放課後児童クラブ・放課後子ども教室
 - ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ※⑫及び⑬の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

①利用者支援に関する事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

	計 画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実施場所	子育て・長寿支援課				

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

村内では5箇所（保育園3園、幼稚園2園）で実施しています。

基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延人数)	568 人	1,417 人	1,471 人	1,437 人	1,418 人	1,401 人
確保策(実施箇所数)	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、100人弱で微減しながら推移すると想定されます。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(対象者数)	154 人	102 人	101 人	100 人	98 人	97 人
確保策		妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施をめざします。				

※平成 25 年度実績は健診回数は延人数

④乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、100人弱で微減しながら推移すると想定されます。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（対象者数）	92 人	102 人	101 人	100 人	98 人	97 人
確保策		すべての家庭への訪問体制は整っており、全戸訪問をめざします。				

⑤養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児など）を行う事業です。

本村では、本事業としては実施せず、必要に応じて保健師等が家庭訪問をするとともに、妊産婦の支援として「産前・産後サポート事業」を新たに実施します。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

ニーズ調査から年間のべ5人程度を見込まれますが、本村単独での事業の実施は困難であることから、今後もニーズの把握を行いながら、近隣市町と連携により、提供体制を検討します。

⑦一時預かり事業（一時保育事業）

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園児を対象とした一時預かり（一時保育）は、年間延べ330～350人程度が見込まれます。また、在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）は、年間延べ230人程度が見込まれます。それぞれの必要量を確保できる見込みです。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（一時保育）

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(延人数)		193 人	346 人	330 人	324 人	317 人	329 人
幼稚園 在園児	1号認定		346 人	330 人	324 人	317 人	329 人
	2号認定		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保策 (対応可能延人数)		—	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人

■主に在園児以外（3歳未満の在宅児童）を対象

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(延人数)		143 人	227 人	229 人	224 人	220 人	221 人
確保策 (対応可能延人数)		—	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人

⑧病後児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

病後児保育は、吉岡町内の小児科医院で実施しており、見込み量に対する確保策は整っていますが、一方で、病児保育は、定期的な利用ではなく、日々、季節等の変動も大きいことが特徴でもあります。また、アンケート調査では、ニーズが高いサービスです。一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答が多いのも特徴です。

こうした保護者の思いや子ども自身の気持ちを最大限に尊重し、就労中の保護者が、子どもの病気等の際に、気兼ねなく仕事を休めるように、地域企業への啓発等に努めます。また、保育園の園児等が熱発の時に保護者が迎えに来るまでの間、安心して過ごすための看護体制や静養室等の充実についても検討していきます。

		実績	計画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（延人数）		3 人	48 人	48 人	48 人	48 人	48 人
確保策	対応可能人数	—	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	箇所数	—	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育園利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

保護者の就労形態の多様化により、児童数は減少するものの、延長保育ニーズは増加すると想定し 160 人程度と見込みます。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)		155 人	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
確保策	対応可能人数	—	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
	実施園数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

⑩放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後児童クラブ（学童クラブ）は、主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

また、放課後子ども教室は、保護者の就労の状況に関わらずすべての児童を対象とし、放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を提供する事業です。

近年の学童クラブの利用状況は 170 人程度で推移しており、さらにニーズが高くなると想定されます。児童数は減少傾向にありますが、高学年の利用もあわせて 200 人程度で推移すると見込みます。

■放課後児童クラブ

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	174 人	206 人	200 人	192 人	192 人	184 人
低学年	137 人	166 人	162 人	153 人	155 人	148 人
高学年	37 人	40 人	38 人	39 人	37 人	36 人
確保策(定員)		230 人	230 人	230 人	230 人	230 人
低学年	—	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
高学年	—	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
クラブ数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

■放課後子ども教室

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
箇所数	未実施	—	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
放課後児童クラブと一体的に実施	—	—	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
放課後児童クラブと連携して実施	—	—	—	—	—	—

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本村では、「しぶかわファミリー・サポート・センター」の利用が可能です。

ニーズ調査では、小学生児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはありませんでした。一方、ファミリー・サポート・センターは、放課後の居場所だけでなく、就学前児童も含めて様々なニーズ（子どもの預かり）に対応できる事業でもあります。

平成 25 年度の登録会員は 61 人で、まかせて会員（提供会員）は 9 人、おねがい会員（依頼会員）は 47 人、提供兼依頼会員は 5 人でした。

本村では、子どもの支援を対象とするとニーズは限られ、住民の助け合いとしての事業の拡大が困難です。一方、介護等が必要な高齢者に対する介護保険サービスは、地域のボランティア等による新たな生活支援システムの構築が必要となることから、村の子どもからお年寄りまでのサポートシステムとして検討していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格を基に村が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしています。実費徴収についても低所得者の負担軽減策の一つとして実現可能か検討をしていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

2-4 その他の推進方策

①幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

資料 1. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

■調査の対象と配布・回収数

対 象	配布数	回収数
①就学前児童の保護者 (H19.4.2～H25.11.28生 808人のうち 兄弟姉妹がいる家庭は1人に限定)	580 票	336 票 (57.9%)
②就学児童(小学校1～6年生)の保護者 (H13.4.2～H19.4.1生 872人のうち 兄弟姉妹がいる家庭は1人に限定)	673 票	370 票 (55.0%)
合 計	1,253 票	706 票 (56.3%)

■調査期間

・平成26年1月

■調査の方法

・郵送配布・回収

■集計表記等の留意点

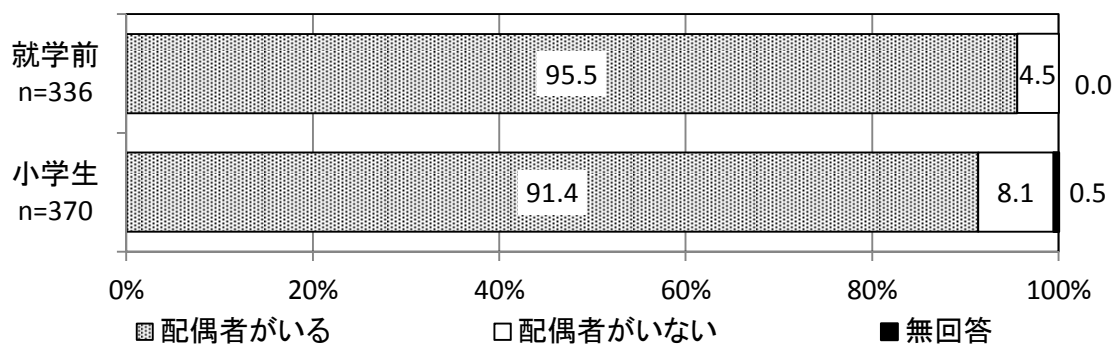
- ① 分析文中、図表において、『就学前児童の保護者用』（以下、「就学前」という）、『就学児童（小学生）の保護者用』（以下、「小学生」という）と表記しています。
- ② nは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。帯グラフはグラフの左端、限定設問の棒グラフはグラフの表題にnの値を表記しています。なお、限定設問以外（全員が回答する）設問の棒グラフはnの値を省略しています。
- ③ 割合は、nに対する各回答数の百分率（％）です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記しているため、単数回答（1人の回答者が1つの回答をする設問）では、100.0%とならない場合があります。
- ④ 1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。

(2) 調査結果の概要

①家族の状況について

○配偶者の有無

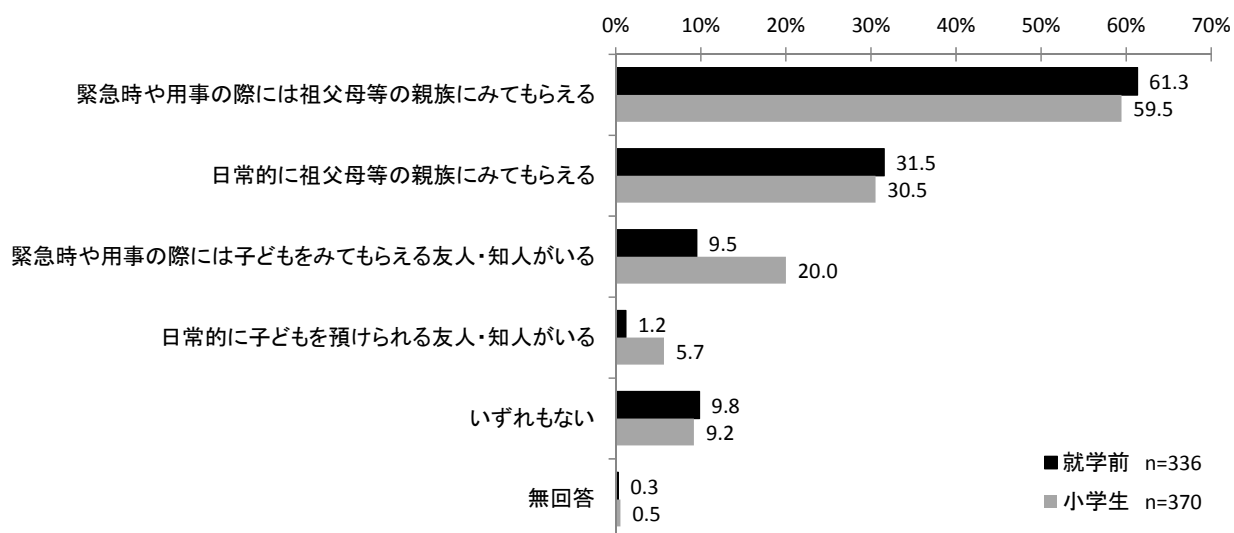
・「配偶者がいない」の割合は、就学前 4.5%、小学生で 8.1%となっています。



②子育てをめぐる環境について

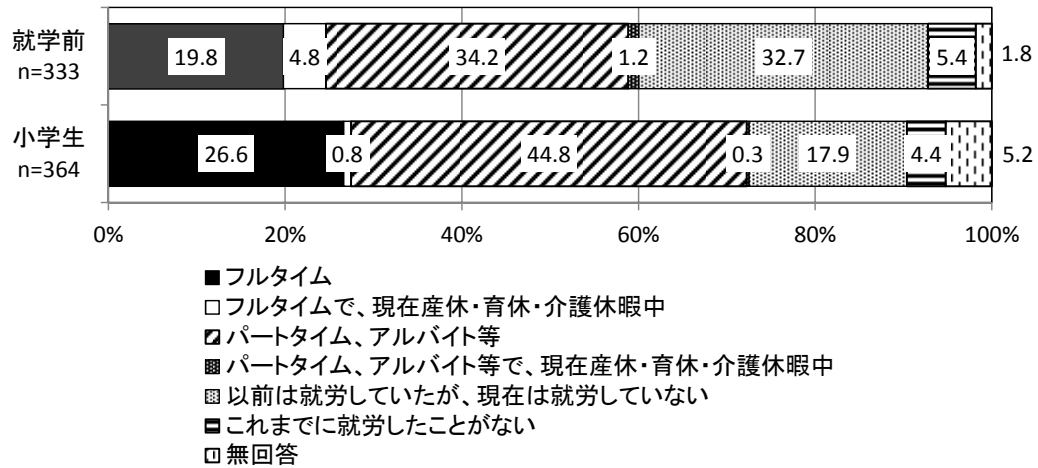
○日頃、子どもをみてもらえる人の状況

・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がそれぞれ高く、就学前で 61.3%、小学生で 59.5%となっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、就学前で 31.5%、小学生で 30.5%となっています。



③保護者の就労状況

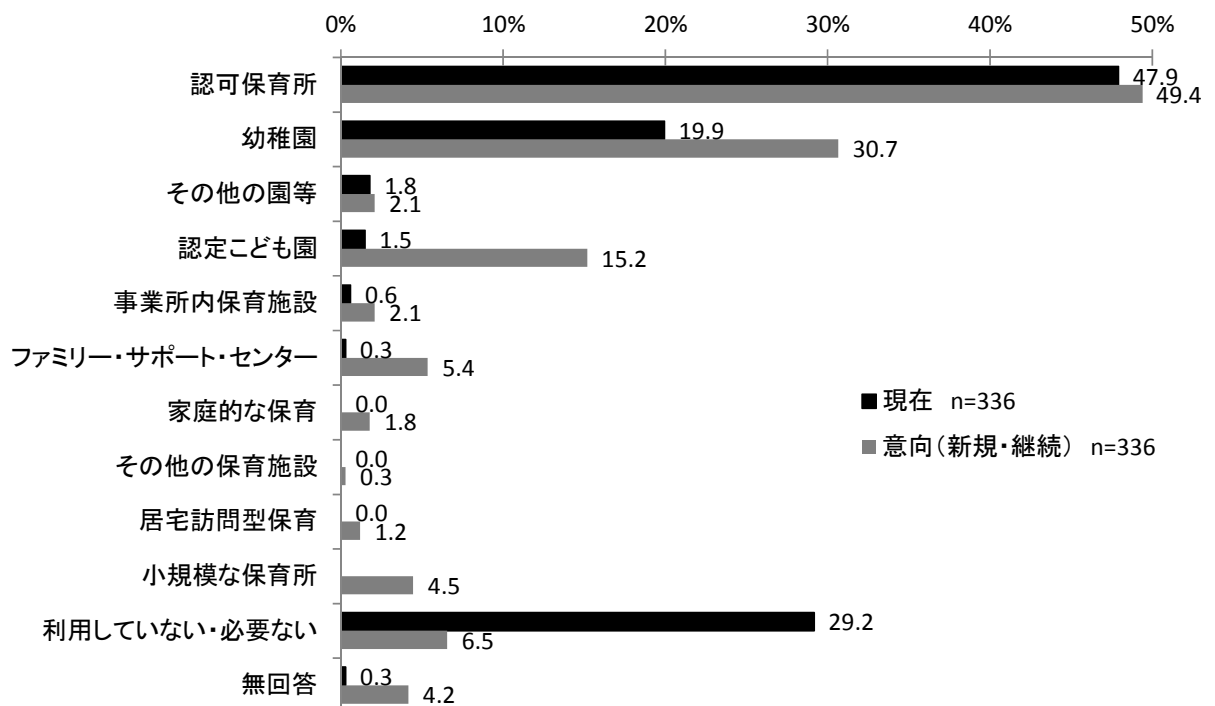
- ・母親の就労状況とみると、「フルタイム（産休・育休・介護休暇中を含む）」の割合は、就学前で 24.6%、小学生で 27.4%、「パートタイム、アルバイト（産休・育休・介護休暇中を含む）」の割合は、就学前で 35.4%、小学生で 45.1%となっています。



④保育所や幼稚園などの利用について

○現在の利用と意向

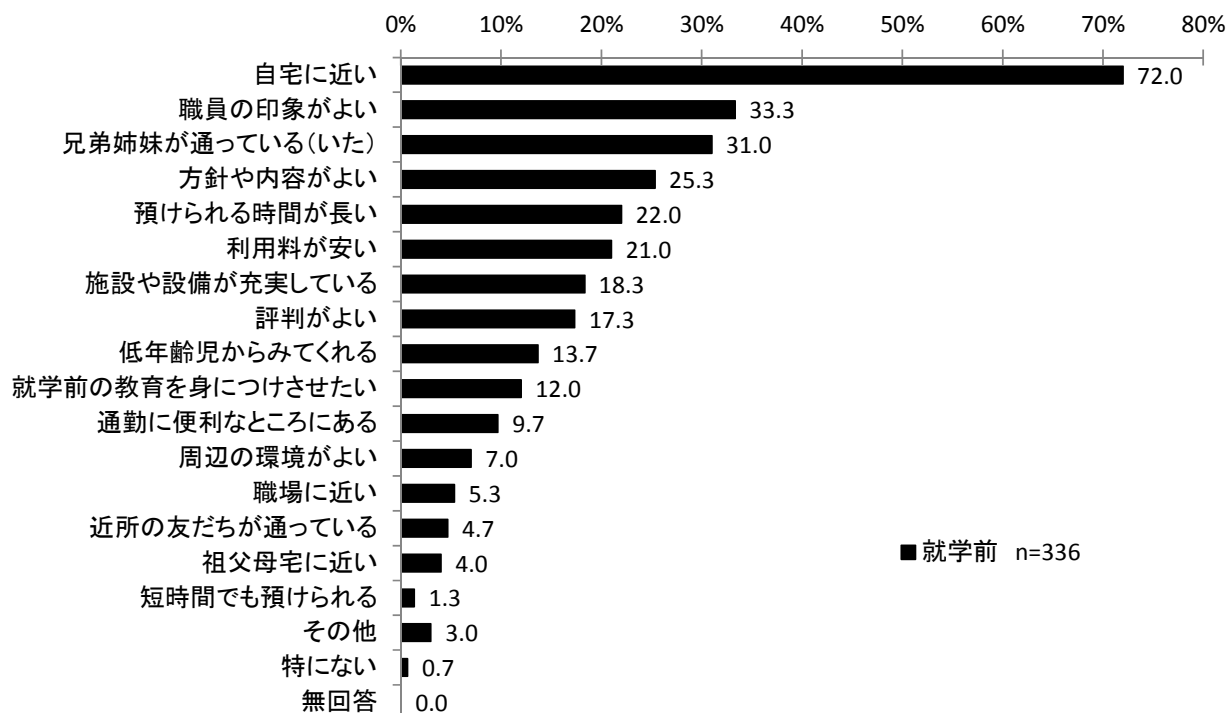
- ・保育所や幼稚園の利用状況、利用希望をみると、「認可保育所」の割合が高く、現在利用している割合が 47.9%、意向（継続を含む）は 49.4%、次いで、「幼稚園」の割合が高く、現在利用している割合が 19.9%、意向が 30.7%となっています。
- ・認定こども園は、現在利用している割合が 1.5%ですが、意向は 15.2%となっています。



※アンケート調査では「保育所」のため、原文に合わせて表記している

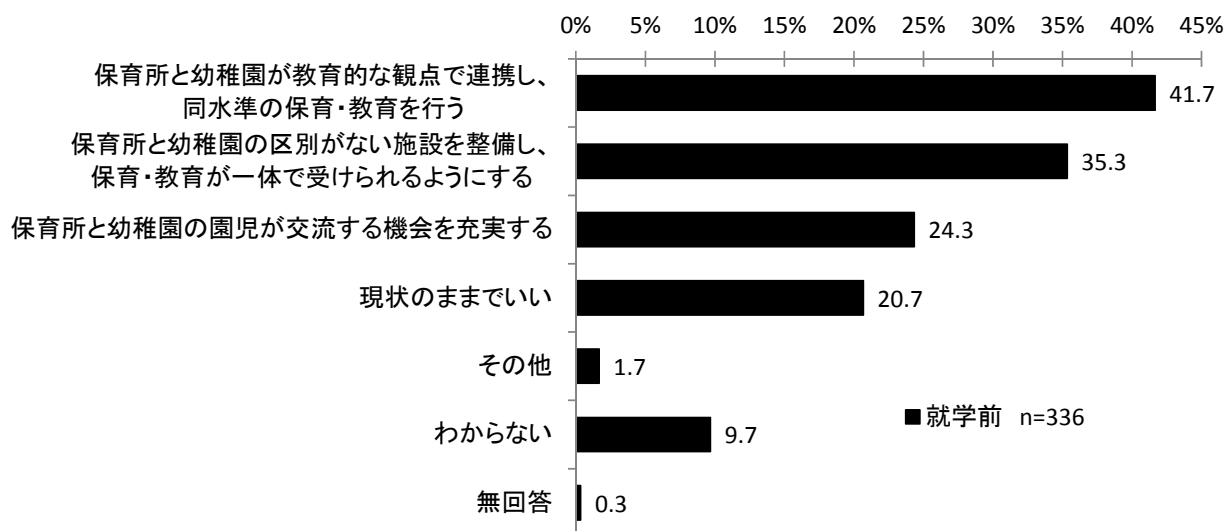
○保育所や幼稚園等を選ぶときの重視点

- ・「自宅に近い」が72.0%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」が33.3%、「兄弟姉妹が通っている」が31.0%と続いています。



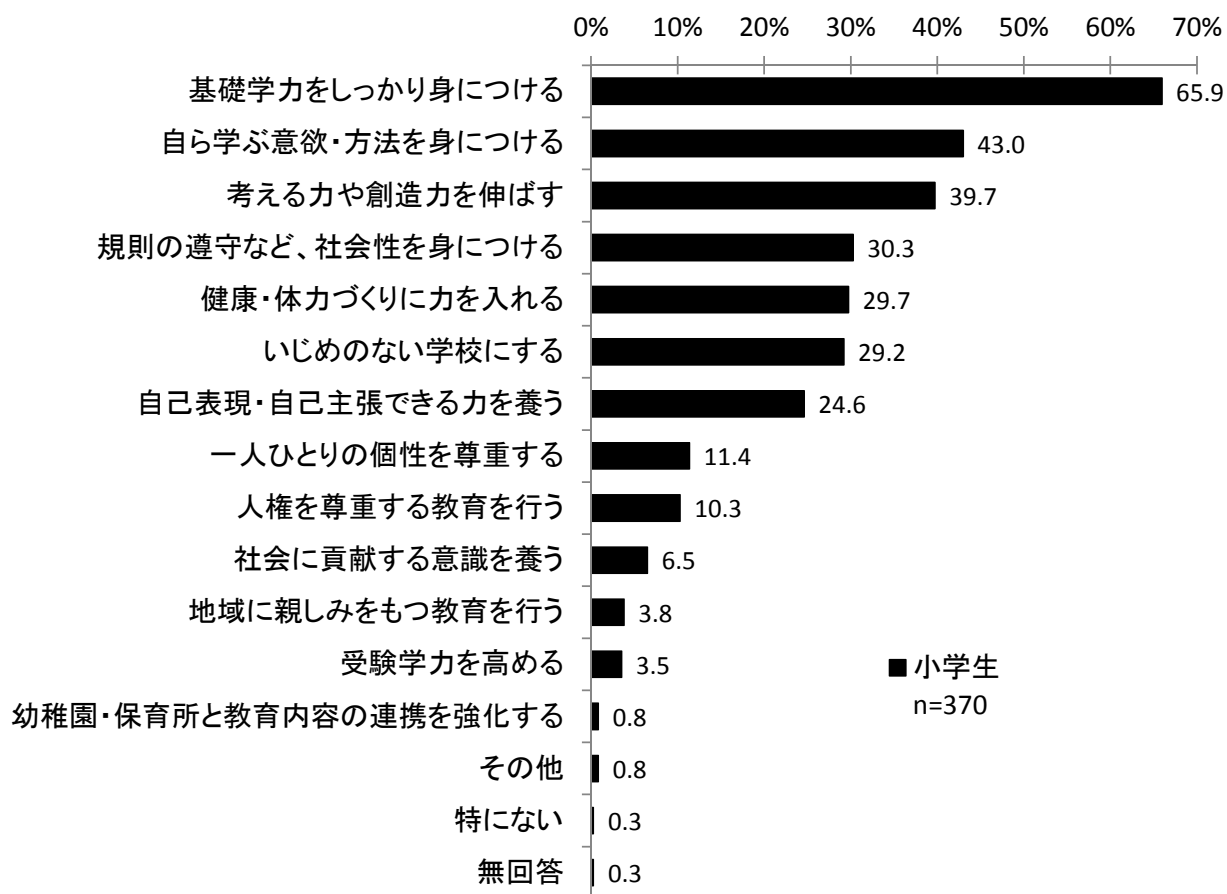
○保育所と幼稚園の関係

- ・「保育所と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う」の割合が41.7%と最も高く、次いで、「保育所と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする」が35.3%、「保育所と幼稚園の園児が交流する機会を充実する」が24.3%、「現状のままでいい」が20.7%と続いています。



⑤学校教育について

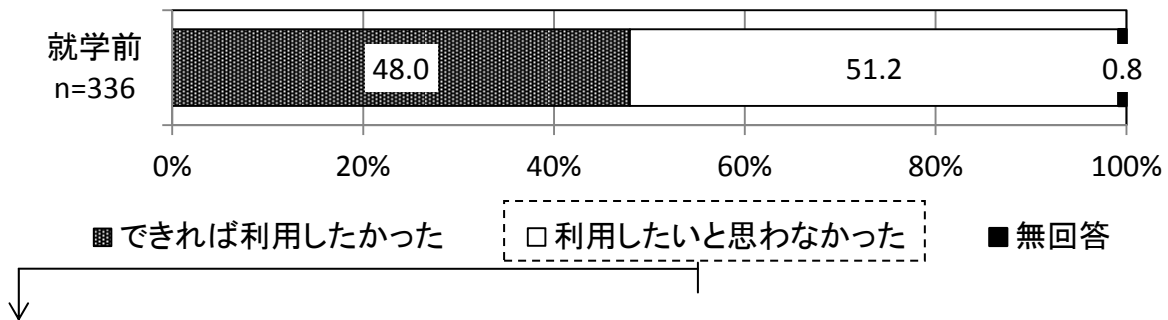
- ・「基礎学力をしっかり身につける」が65.9%と最も高く、次いで「自ら学ぶ意欲・方法を身につける」が43.0%、「考える力や創造力を伸ばす」が39.7%と続いています。



⑥一時預かり等の利用意向

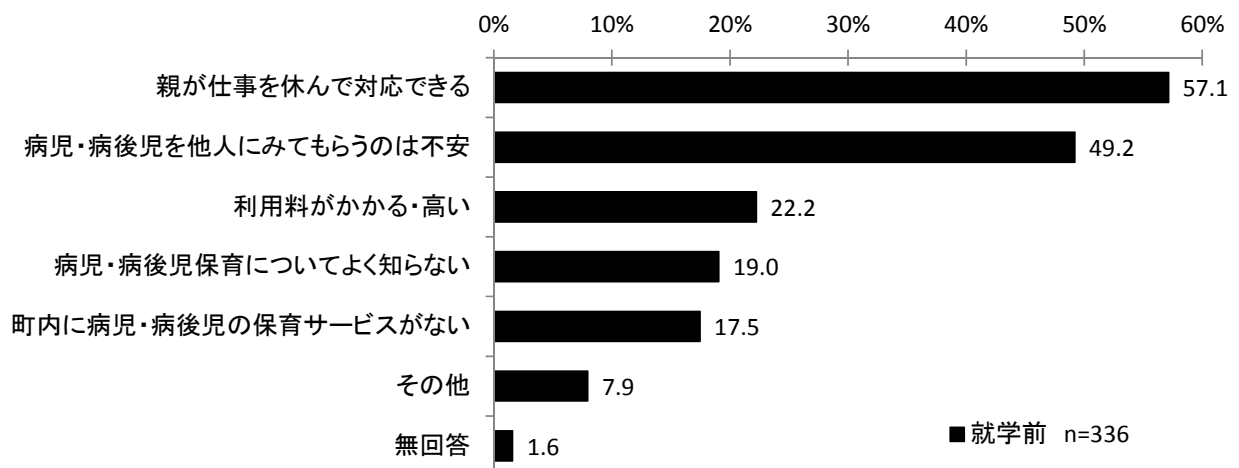
○病児・病後児保育

- ・昨年1年間、子どもが病気やけが等で、保育所等を利用できなかった際、母親又は父親が休んで対応したことがある人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したい」と思った割合は48.0%となっています。



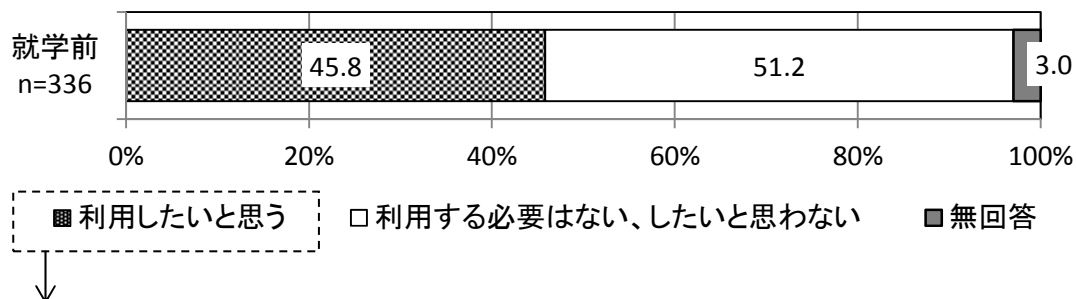
○病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

- ・「親が仕事を休んで対応できる」が57.1%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が49.2%、「利用料がかかる・高い」が22.2%と続いています。



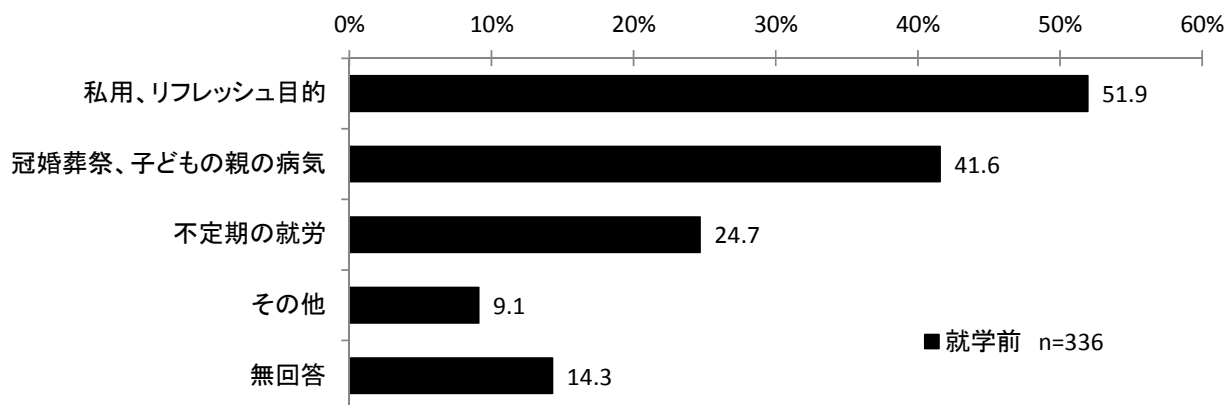
○一時預かり

- ・私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のための一時預かりの利用意向についてみると、「利用する必要はない、したくないと思う」が51.2%、「利用したいと思う」が45.8%となっています。



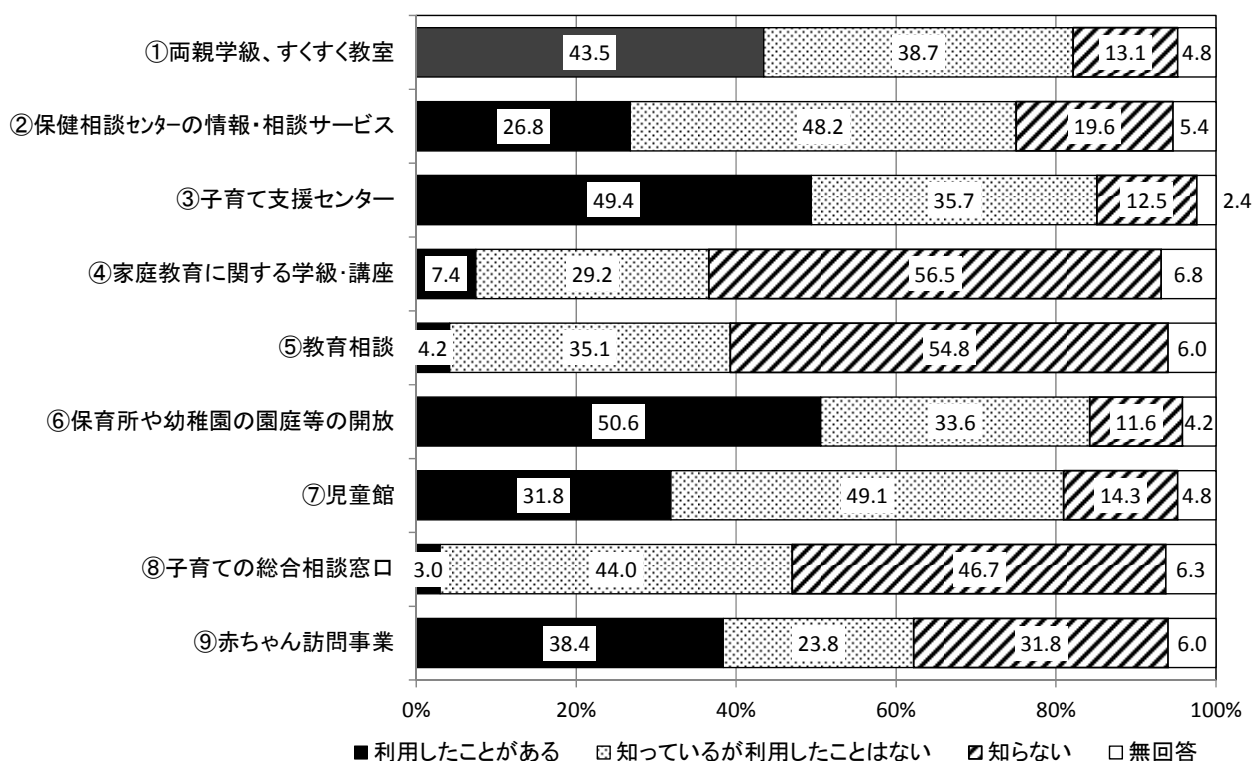
○利用理由

- ・利用理由は、「私用、リフレッシュ目的」が51.9%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が41.6%、「不定期の就労」が24.7%と続いています。

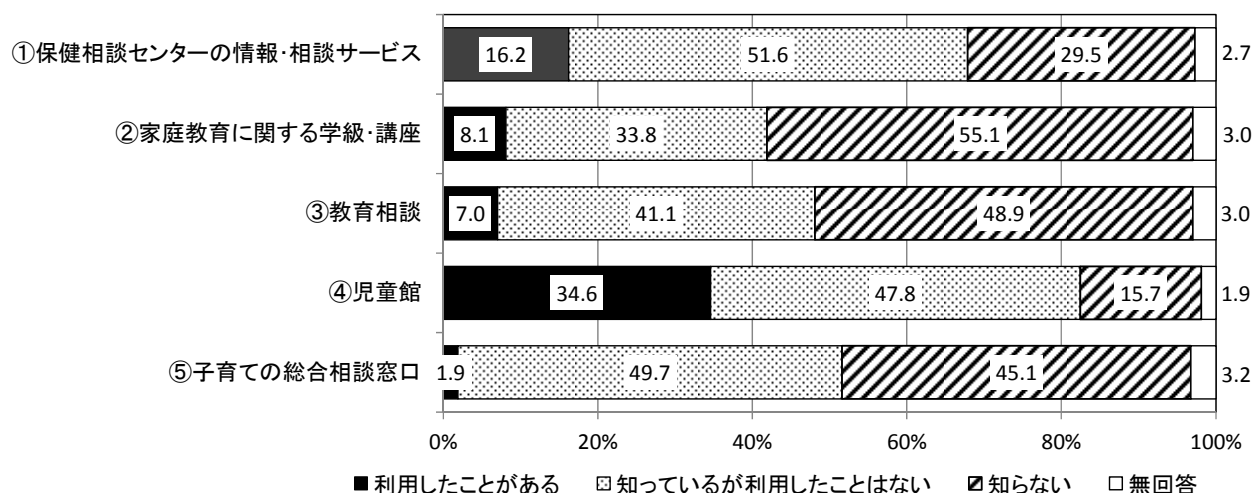


⑦子育て関連サービスの認知状況

- ・就学前で利用したことがある割合が高いサービスや事業は、「⑥保育所や幼稚園の園庭等の開放」や「③子育て支援センター」が5割前後となっています。
- ・一方、知らない割合が高いのは「④家庭教育に関する学級・講座」「⑤教育相談」「⑧子育ての総合相談窓口」などとなっています。



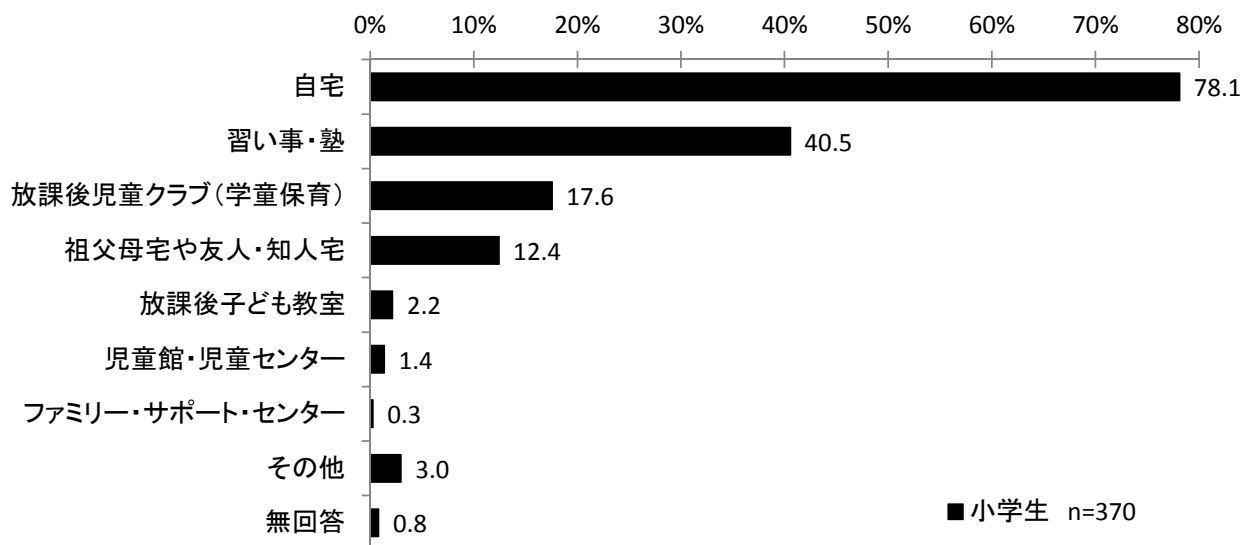
- ・小学生で利用したことがある割合が高いサービスや事業は、「児童館」が34.6%となっています。
- ・一方、知らない割合が高いのは、「②家庭教育に関する学級・講座」「③教育相談」「⑤子育ての総合相談窓口」などとなっています。



⑧放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向

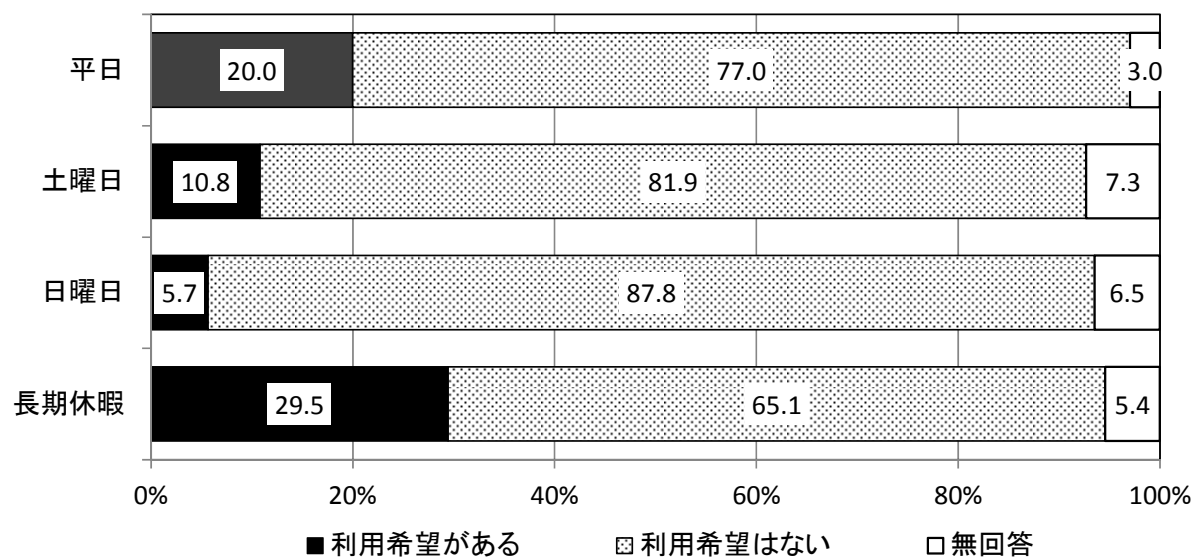
○放課後の過ごし方

- ・小学生の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が78.1%と最も高く、次いで「習い事・塾」が40.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が17.6%と続いています。



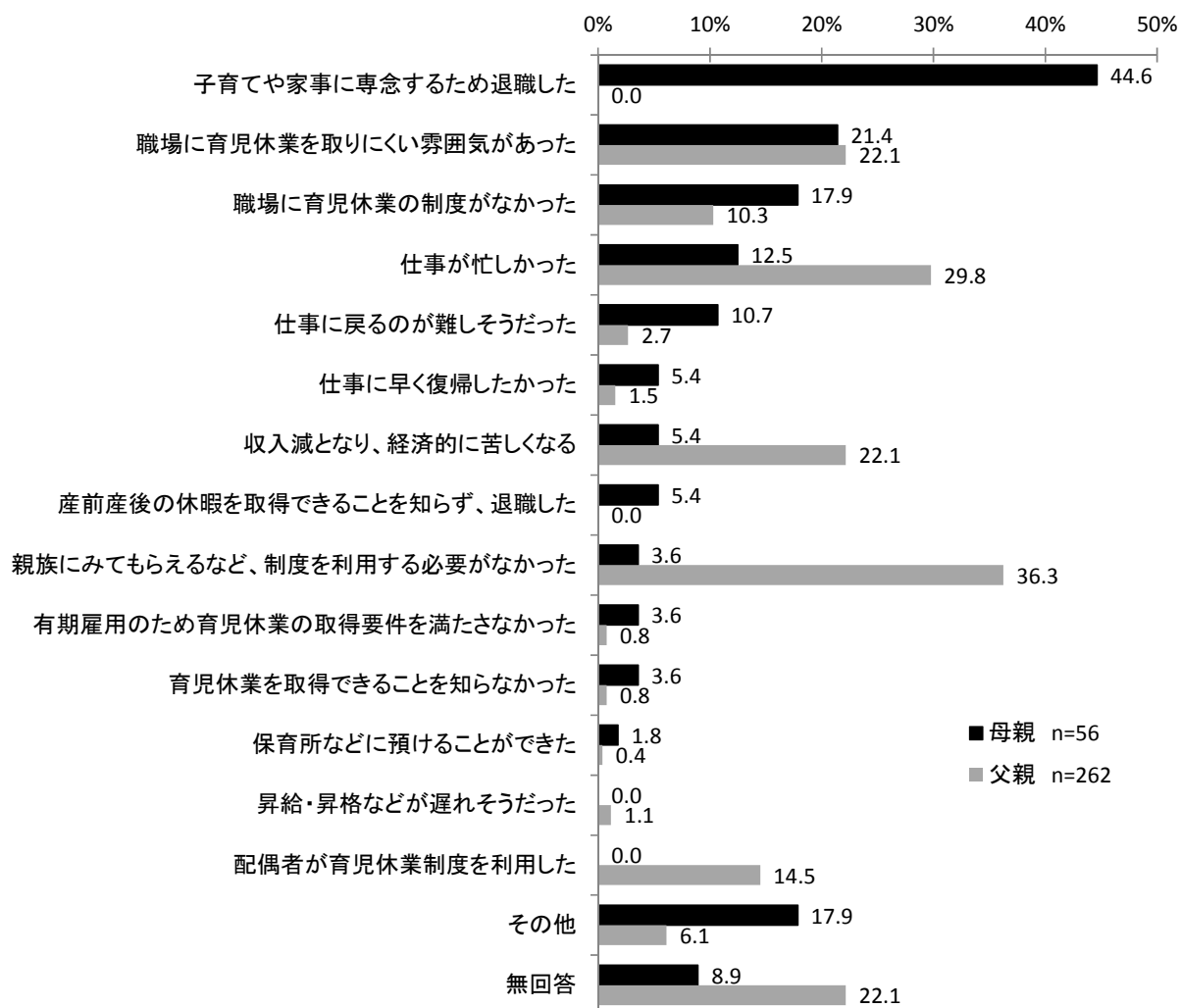
○放課後児童クラブの利用意向

- ・小学生の放課後児童クラブの利用意向をみると、平日が20.0%、土曜日が10.8%、日曜・祝日が5.7%、長期休暇（夏休み・冬休み等）が29.5%となっています。



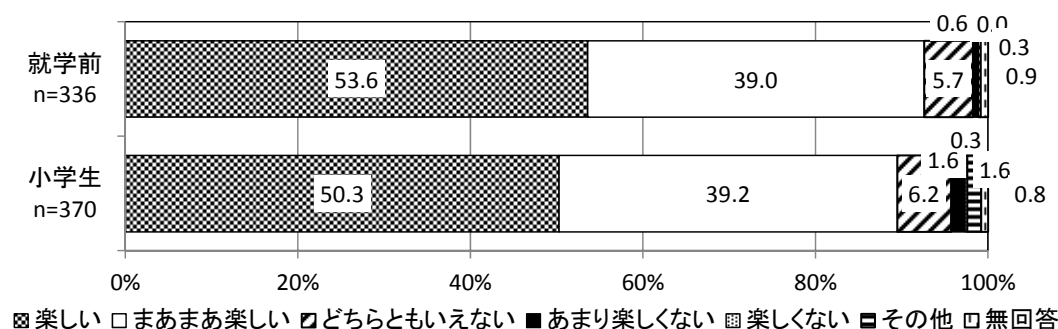
⑨育児休暇未取得理由

- 母親についてみると、「子育てや家事に専念するため退職した」が44.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.4%、「職場に育児休業の制度がなかった」と「その他」が17.9%と続いています。
- 父親についてみると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる（など、制度を利用する必要がなかった）」が36.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が29.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「収入源となり、経済的に苦しくなる」が22.1%と続いています。



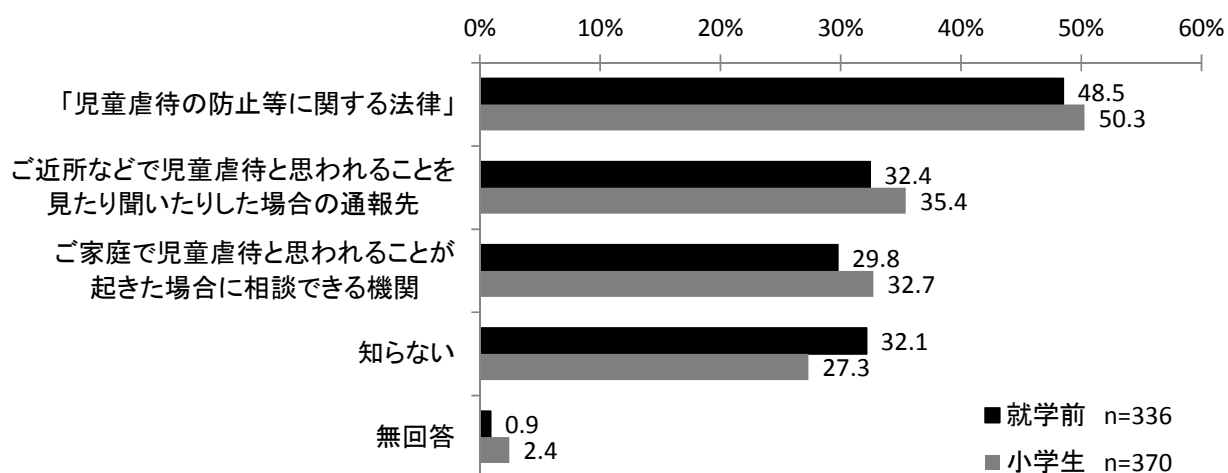
⑩子育ての負担感等

- 「楽しい」又は「まあまあ楽しい」と回答した割合は、就学前で92.6%、小学生で89.5%となっています。



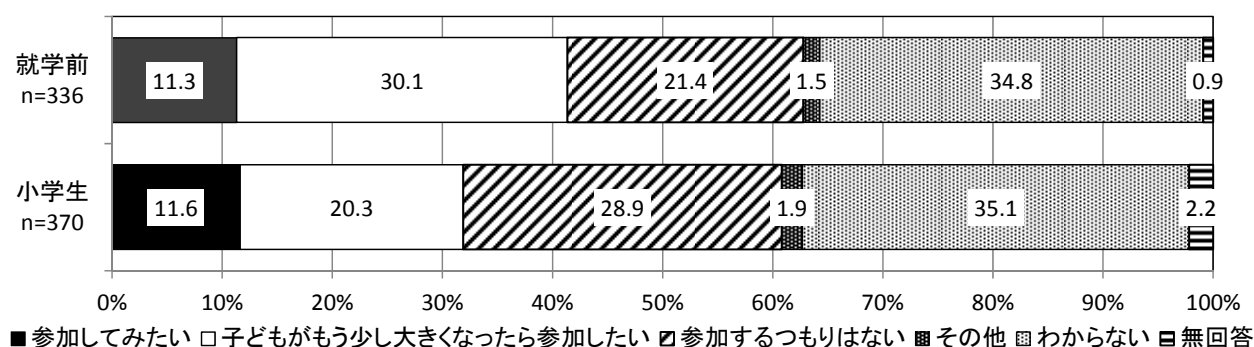
⑪児童虐待について

- 児童虐待について知っていることをみると、「児童虐待の防止等に関する法律」が最も高く、就学前が48.5%、小学生が50.3%となっています。
- 一方、「(いずれも) 知らない」の割合は、就学前が32.1%、小学生が27.3%となっています。



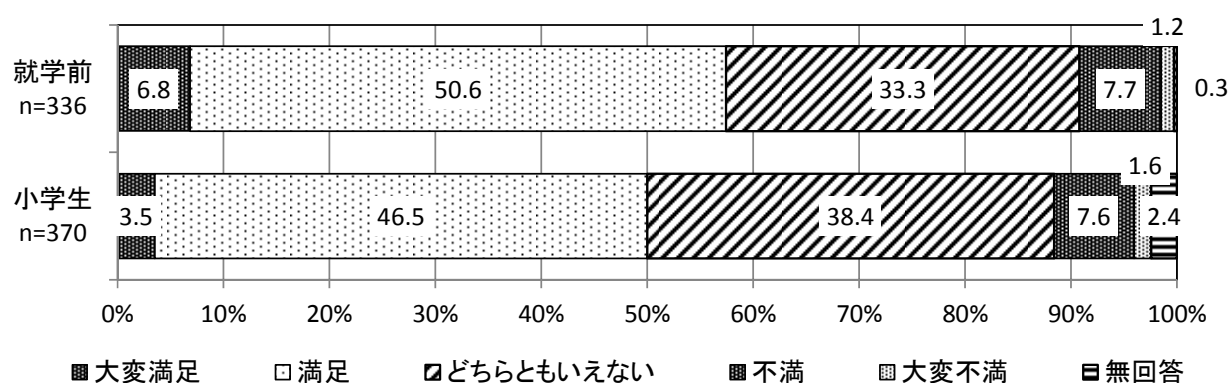
⑫保育や相談などのボランティアに参加意向

- 「参加してみたい」又は「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」と回答した割合は、就学前で42.4%、小学生で32.9%となっています。



⑬村の子育て環境について

- 榛東村の子育ての環境や支援への満足度についてみると、「大変満足」又は「満足」と回答した割合は、就学前で57.4%、小学生で50.0%となっています。
- 一方、「不満」又は「大変不満」と回答した割合は、就学前で8.9%、小学生で9.2%となっています。



資料 2. 榛東村子ども・子育て会議

2-1 子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 31 号

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、榛東村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- （１） 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- （１） 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- （２） 学識経験者
- （３） 関係行政機関の職員
- （４） その他村長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長の各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明、その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て・長寿支援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、子ども・子育て会議の会議において定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 会長が選任されるまでの子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年榛東村条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2-2 子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：平成 25 年 11 月 29 日から平成 27 年 11 月 28 日（2 年間）

（敬称略）

No.	役 職 名	氏 名	任 期
1	榛東村議会 文教厚生常任委員会 委員長	南 千 晴	H25.11.29～副会長 H26.7.29～会長
2	榛東村立南小学校 校長	澤 野 尚 人	H25.11.29～委員 H26.7.29～副会長
3	副村長	萩 原 貞 夫	H25.11.29～委員
4	高崎健康福祉大学 子ども教育学科 教授	高 梨 珪 子	H25.11.29～委員
5	榛東村民生委員児童委員協議会 主任児童委員	石 和 佳 子	H25.11.29～委員
6	社会福祉法人 榛栄会 榛東南部保育園 園長	稲 村 実	H26.3.15～委員
7	社会福祉法人 榛栄会 榛東中央保育園 園長	飯 塚 久 世	H25.11.29～委員
8	社会福祉法人 榛正会 榛東北部保育園 園長	小 川 みや子	H25.11.29～委員
9	榛東村学童保育所指定管理者 学童統括責任者	湯 浅 裕 一 郎	H25.11.29～委員
10	榛東村立北小学校 PTA会長	伊 崎 和 之	H26.4.1～委員
11	社会福祉法人 榛栄会 榛東南部保育園 保護者会長	武 石 正 範	H26.4.1～委員
12	榛東村立北幼稚園 PTA会長	原 孝 幸	H26.4.1～委員
13	榛東村立南幼稚園 園長	手 島 明 子	H25.11.29～委員
14	榛東村立北幼稚園 園長	岡 野 多 恵 子	H26.7.9～委員
15	榛東村保健相談センター 保健師 （母子担当係長）	碓 井 由 果	H25.11.29～委員
	榛東村議会（前）議長	高 橋 正	H25.11.29～会長 H26.7.8
	社会福祉法人 榛栄会 榛東南部保育園（前）園長	狩 野 栄 子	H25.11.29～委員 H26.3.7
	榛東村立北小学校 （前）PTA会長	田 村 悟	H25.11.29～委員 H26.3.31
	社会福祉法人 榛栄会 榛東南部保育園（前）保護者会長	一 倉 竜 也	H25.11.29～委員 H26.3.31
	榛東村立北幼稚園（前）PTA会長	小 浦 英 貴	H25.11.29～委員 H26.3.31

榛東村子ども・子育て支援事業計画

発 行 日 平成 27 年 3 月

発 行 群馬県榛東村

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL : 0279-54-2211

企画・編集 子育て・長寿支援課



榛東村子ども・子育て支援事業計画

2015～2019